

### 1990年代の香港金融市場における邦銀

YOKOUCHI, Masao / ヨコウチ, マサオ / 横内, 正雄

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

40

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

2003-04-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00016545>

# 1990年代の香港金融市場における邦銀\*

横内 正 雄

## はじめに

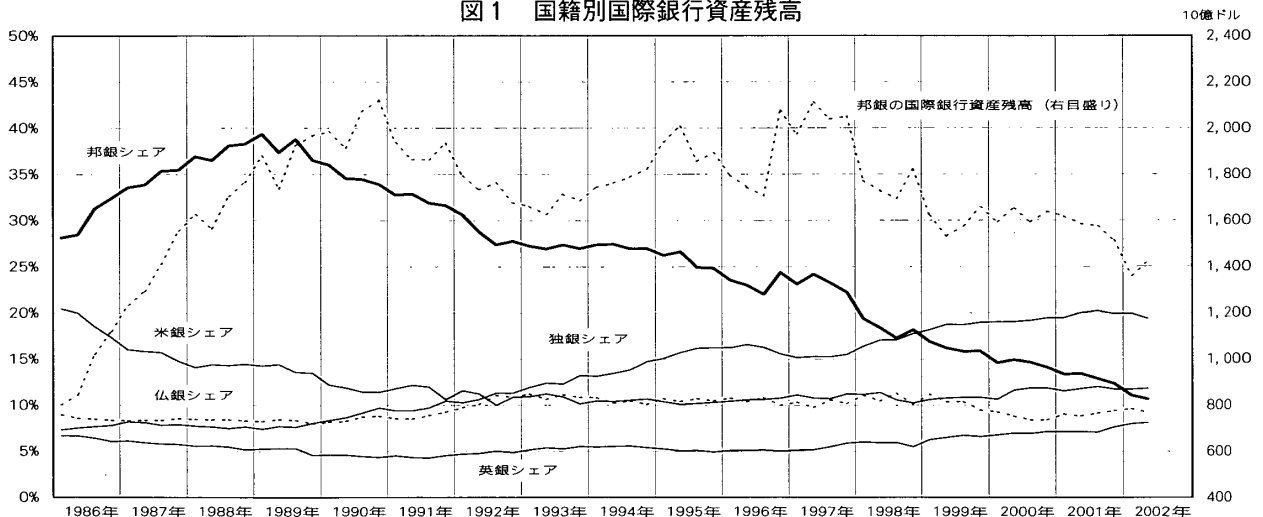
1990年代に邦銀の国際業務は劇的な転換を見せた。邦銀は、1980年代末に金融誌の銀行ランキングのトップ10を独占するほどであり、邦銀のオーバープレゼンスが喧伝されていたが、今やこの上位は米銀ないしは独銀が占め、邦銀の国際金融市場における地位は大きく後退している。言うまでもなく、この10年間に日本はバブルの崩壊にともなう戦後最長の不況を経験したのであり、銀行業においてもジャパンプレミアムの発生や不良債権問題がその経営に重くのしかかっていた。そして、いまだにこの困難な状況からの出口は見いだせずにいる。

この10年間に邦銀は海外業務を大きく後退させ、完全に海外業務から撤退した都市銀行も存在する。こうした邦銀の後退は、国籍別国際銀行資産残高のシェアに如実に反映されている(図1)。すなわち、1989年はじめには邦銀はシェアで40%近くを占め、米銀や独銀を圧倒していた。しかし、90年代にこのシェアは趨勢的に低下し、1998年後半には独銀と並び、翌99年には抜かれるまでに至っ

た。そして、2002年には10%強のシェアを持つに過ぎなくなっている。もっとも、この数値はシェアであり、邦銀の資産残高の変動を正確に反映するものでは必ずしもない。実際、図1に見られる邦銀の国際銀行資産残高は、1990年第4四半期に2兆1千億ドルに達した後、1993年第2四半期まで低下している。その後、再び1997年の第2四半期にかけて増加し、以降急激に減少傾向をみせ、2000年には1兆6千億ドルの水準を推移している。このように、邦銀のシェアの低下と国際銀行資産残高の推移は必ずしも並行的ではない。もっとも、国際銀行資産はドル建てで表示されており、邦銀のドル建て以外の国際銀行資産は為替相場の変動の影響を受けていることになる。それゆえ、そこには見かけの上での変動が含まれているという点を見逃すわけにはいかない。

こうした90年代における邦銀の地位の低下とは裏腹に、表1によって海外に進出している銀行数の動向を見ると、その数は90年代に入っても拡大を続け、海外支店数は1995年にピークの395支店を記録している。1990年が296支店であったことを考えれば、この間に100支店もの増加があった

図1 国籍別国際銀行資産残高



(データの出所) BIS Website

表1 邦銀海外支店数の推移

	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
北米	77	89	97	115	130	137	137	132	132	124	110	79	50	33
中南米	9	8	8	9	10	10	8	7	7	6	7	5	5	4
欧州	54	57	65	69	77	82	82	82	83	77	75	66	40	33
イギリス	23	23	23	24	25	27	28	28	28	27	27	24	17	14
ドイツ	13	13	15	15	16	16	15	15	15	14	14	11	10	9
中近東	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
アジア	69	73	82	82	82	88	108	127	153	157	164	159	123	104
香港	24	26	31	31	32	34	39	43	47	47	46	42	32	22
シンガポール	21	22	22	22	20	20	21	21	21	20	20	17	14	12
中国	3	4	4	4	5	8	14	18	22	28	30	29	31	28
大洋州	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3	2
アフリカ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	9	14	20	18	19	19	18	18	17	16	18	12	11
合計	216	237	267	296	318	337	355	367	395	384	375	331	234	188

(出所)『金融財政事情』各年夏季特大号

(注) (1) 1990年まではドイツは西ドイツを指す。

(2) シャドローの年は支店数がピークとなっていることを示す。

ことになる。また、海外現地法人数も1996年にピークの426に達した<sup>1)</sup>。この邦銀の支店数を地域別に見ると、支店数のピークは、北米で1992年、欧州で1995年、アジアで1997年となっており、地域によって多少のばらつきがあった。香港に限ってみても支店数のピークは1995~96年となっていた。しかし、世界的に見て1990年代半ばまで邦銀の海外支店数は増加していたと見ることができよう。とすれば、図1に見られる邦銀の地盤低下との関連はいかに説明されうるのであろうか。

その一つの説明として、1990年代における邦銀の支店数の増加が特にアジアで顕著であったところに注目した、アジアにおける邦銀業務の再編という捉え方がある。アジアにおいては、支店数は1987年の69支店から1997年の164支店へと、10年余りで100支店近く増加した。香港で見ると、1987年の24支店から1995年の47支店へと倍増している。しかしながら、1998年以降は、急速に支店数が減少し、アジア全体では1997年をピークとする164支店から2000年の104支店まで3年間で60支店も減少している。香港でも1997年の46支店から2000年の22支店まで3年間で支店数は半減した。この急激な撤退を見るならば、1990年代半ばに主張されたアジアにおける邦銀業務の再編という考え方に關しては、その内実を検証する必要が出てくると言えよう。

本稿は、こうした1990年代の全般的動向を背景に置きながら、香港金融市場における邦銀の展開をたどることを意図している。Ⅱで見るように、

邦銀は1980年代末に香港金融市場において、その数と資産規模で圧倒的なシェアを持っていた。そして、邦銀の代表は「日本の金融システムに関する再編の結果がいかなるものであれ、香港の安定が維持される限り、邦銀は、現在もそして1997年以降も世界における最も魅力的な金融市場の一つとしての香港を維持し発展させることに強く関与したいと希望するものである」と自負していた<sup>2)</sup>。しかし、1997年の中国への返還後、アジア金融危機にともなう不況が香港を襲い、日本でも金融システムの再編が進む中、邦銀は次々と香港を撤退したのであった。2000年8月21日、邦銀の関係者を前にしたスピーチで、香港金融管理局の副総裁カーズ(David Carse)は、「私が香港に赴任したばかりには、香港に新店舗を設置する邦銀のオープニングセレモニーやレセプションに頻繁にであった。しかし、過去二年間、そうした銀行の多くは自主的にライセンスを返上し、私は銀行がこの地を去るための手続きを扱ってきた。これは、オープニングセレモニーでテープをカットすることに比べると、遙かに悲しい仕事である」と嘆き、邦銀が香港の経済成長に再び貢献することへの期待を述べたのであった<sup>3)</sup>。

ところで、香港における邦銀の活動に言及した論考は少なくない。しかし、香港金融市場における邦銀の地位や業務に関して立ち入った分析を行っている研究となればその数は必ずしも多いとは言えない<sup>4)</sup>。香港における邦銀業務を考察する場合、多くの論考が本邦オフショア市場(JOM)との

関連を指摘している<sup>5)</sup>。香港における邦銀はJOMから資金を取り入れ、これをインパクトローンとして日本の顧客に貸し付けて運用しているが、こうした迂回融資はいわゆるバブル期に生じ、香港における邦銀業務を特徴づけるものになっていた。つまり、これによって邦銀はバランスシートを資産・負債両面で拡大させ、香港金融市場におけるプレゼンスを高めていたのである。この迂回融資に関する研究は、それが80年代末にはじまり90年代半ばまで拡大を続けていたと指摘している。しかし、その際、為替相場の影響が無視される傾向にあったように思われる<sup>6)</sup>。というのは、香港からのインパクトローンが円建てで行われているならば、香港金融当局が公表する香港ドル建てでの融資残高は為替相場の変動による影響を強く受けることになるからである。すなわち、香港ドルが米ドルにリンクしていることから、1990年代半ばにかけての円高局面では香港ドル建てに換算した融資残高が円高の分だけ膨らみ、見かけの上で残高の増加をもたらしていたと考えられるのである。この点を考慮しない限りこの迂回融資の実態を正確に把握することはできないと言えよう。また、後に見るように1998年以降このインパクトローンは急速に減少し、2000年末の段階で1980年代末にこの融資が拡大した時の残高まで減少しているが、こうした融資の後退がなぜ生じたのかということも解明されねばならないことであろう。

さらに、アジアにおける邦銀業務を検証し、その特徴を別括しようとする場合には、邦銀のバランスシートを取り出し、それを地場銀行や他の外銀と比較することによってその相違を明らかにするという作業が不可欠であるが、これまで支店別のバランスシートを取り出すことはほとんど不可能であった。しかし、香港においては、香港金融管理局がディスクロージャーの一環として1999年以降外銀に対して香港支店のバランスシートを公表するように要請している。その結果、邦銀を含め香港における有力外銀はその財務データを明らかにしてきている。本稿では、香港における有力邦銀10行のバランスシートを用いて、香港における邦銀の業務の分析を試みる。

以下、まずIで1980年代後半以降に見られた邦銀の香港への進出と撤退の状況を、香港側のデー

タと日本側のデータをつきあわせつつ詳細に分析することを試みる。それは、1990年代前半に見られた香港での支店拡大がどのような銀行によって行われていたのかということをはっきりとすることにつながる。IIでは香港における邦銀の対内業務を分析する。ここでは、邦銀香港支店のバランスシートを取り出し、香港における有力銀行である香港上海銀行、スタンダードチャータード銀行香港支店、中國銀行香港支店のそれと比較することによって邦銀の業務の特徴を明らかにする。最後のIIIでは、香港における邦銀の対外業務を分析する。ここでは、対日本向債権債務のデータを為替相場の変動を考慮に入れつつ検討する。そして、結びで結論と展望を述べる。

## I 邦銀の進出と撤退

まず、邦銀の進出と撤退を具体的に見る前に、香港の銀行システムの制度的側面を簡単に見ておこう<sup>7)</sup>。香港の銀行システムは、その営業規制の観点から免許銀行(Licensed Bank=LB)、限定免許銀行(Restricted Licensed Bank=RLB)、預金受入会社(Deposit-taking Company=DTC)からなる三層構造(Three-tier-system)をもっている。免許銀行は、最低資本金1億5千万HKドルで、当座預金を含むすべての預金を受け入れることができ、営業上フルライセンスをもっている。限定免許銀行は、1989年の銀行条例改正以前は、免許預金受入会社(Licensed Deposit-taking Company=LDTC)と呼ばれていたが、最低資本金1億HKドルで最低金額50万HKドルの有期預金のみを受け入れることができる。同じく預金受入会社は1989年以前は登録預金受入会社(Registered Deposit-taking Company=RDTC)と呼ばれていたが、最低資本金2千5百万HKドルで最低金額10万HKドルの3カ月以上の有期預金を受け入れることができる。結局、銀行業務といっても限定免許銀行と預金受入会社は、当座預金の受け入れが認められず、その意味で決裁システムに関与することはできない。その結果、両者の業務は主に証券投資に限定されることになっている。実際、1997年に免許銀行は預金規模で全預金の97.5%、貸付規模で全貸付の94.0%を占め、圧倒

的なシェアを持っている。また、外国銀行にとって、免許銀行のライセンスを取得することは、支店を開設することとなる一方、限定免許銀行による参入は、支店の設置もしくは現地法人（子会社）

の設立のどちらかの形態をとる。これに対して、預金受入会社で参入する場合は、香港の金融当局は1977年以来現地法人の設立による参入しか認めてきていない<sup>8)</sup>。

表2 1987年末の香港における邦銀グループ

免許銀行（支店）	開設年	業態	登録預金受入会社	開設年	業態
Bank of Tokyo, Ltd. (The)	1953	都銀	Yamaichi International (H.K.) Limited	1969	証券
Sumitomo Bank, Limited (The)	1962	都銀	Daiwa Securities (H.K.) Ltd	1971	証券
Sanwa Bank, Limited (The)	1964	都銀	Daiwa Overseas Finance Limited	1973	都銀
Kwong On Bank Limited <sup>(1)</sup>	1973	都銀	LTCB Asia Limited	1973	長銀
Fuji Bank, Limited (The)	1979	都銀	Sumitomo Finance (Asia) Limited	1973	都銀
Industrial Bank of Japan, Limited (The)	1979	長銀	Kwong On Finance Limited <sup>(1)</sup>	1973	都銀
Daiwa Bank, Limited (The)	1981	都銀	Kyowa Finance (Hong Kong) Limited	1974	都銀
Mitsubishi Bank, Limited (The)	1981	都銀	Saitama International (Hong Kong) Limited	1974	都銀
Mitsui Bank, Limited (The)	1982	都銀	Takugin International (Asia) Limited	1974	都銀
Saitama Bank, Ltd. (The)	1982	都銀	Mitsui Finance Asia Limited	1977	都銀
Taiyo Kobe Bank, Limited (The)	1982	都銀	Tokai Asia Limited	1977	都銀
Long-Term Credit Bank of Japan, Limited (The)	1983	長銀	DKB Asia Limited	1978	都銀
Mitsubishi Trust and Banking Corporation (The)	1983	信託	Mitsubishi Trust Finance (Asia) Limited	1978	信託
Tokai Bank, Limited (The)	1983	都銀	Nippon Credit International (Hong Kong) Limited	1978	信託
Dai-Ichi Kangyo Bank, Limited (The)	1984	都銀	Sumitomo Trust Finance (Asia) Limited (The)	1978	信託
Hokkaido Takusyoku Bank, Ltd. (The)	1984	都銀	Yasuda Trust and Finance (Hong Kong) Limited	1978	信託
Kyowa Bank, Ltd. (The)	1984	都銀	Toyo Trust Asia Limited	1979	信託
Toyo Trust and Banking Company, Limited (The)	1984	信託	Kincheng-Tokyo Finance Company Limited <sup>(3)</sup>	1980	都銀
Yasuda Trust and Banking Company, Limited (The)	1985	信託	Sanwa-DSP Credit Limited	1981	都銀
Bank of Yokohama, Ltd. (The)	1986	地銀	Yokohama Asia Limited	1981	地銀
Nippon Credit Bank Ltd. (The)	1986	長銀	BOT Finance (H.K.) Limited	1983	都銀
Sumitomo Trust and Banking Company, Limited (The)	1986	信託	Chuo Trust Asia Limited	1983	信託
Chekiang First Bank Limited <sup>(2)</sup>	1986	都銀	Mitsubishi Finance (Hong Kong) Limited	1983	都銀
Chuo Trust and Banking Company, Ltd. (The)	1987	信託	Mitsui Trust Finance (Hong Kong) Limited	1983	信託
Mitsui Trust and Banking Co., Ltd. (The)	1987	信託	C.F.Finance Co.Ltd. <sup>(2)</sup>	1986	都銀
Bank of Fukuoka, Ltd. (The)	1987	地銀	Hokuriku Finance (H.K.) Limited	1986	地銀
			Shizuoka Finance (H.K.) Limited	1987	地銀
			Oriental First Capital Limited	不明	その他
免許預金受入会社	開設年	業態	駐在員事務所	開設年	業態
Nomura International (Hong Kong) Limited	1961	証券	Hokuriku Bank, Ltd. (The)	1984	地銀
Orient Leasing (Asia) Limited	1971	その他	Ashikaga Bank, Ltd. (The)	1985	地銀
BOT International (H.K.) Limited	1973	都銀	Bank of Hiroshima, Ltd. (The)	1985	地銀
Fuji International Finance (HK) Limited	1973	都銀	Chiba Bank, Ltd. (The)	1985	地銀
IBJ Asia Limited	1973	長銀	Fukuoka Sogo Bank, Ltd. (The)	1985	第二
Sanwa International Finance Limited	1978	都銀	Nishi-Nippon Bank, Ltd. (The)	1985	地銀
			Shizuoka Bank, Ltd. (The)	1985	地銀
			Hachijuni Bank, Ltd. (The)	1986	地銀
			Kagoshima Bank, Ltd. (The)	1986	地銀
			Ogaki Kyoritsu Bank, Ltd. (The)	1986	地銀
			Yamaguchi Bank, Ltd. (The)	1986	地銀
			Juroku Bank, Ltd. (The)	1987	地銀
			Suruga Bank, Ltd. (The)	1987	地銀
			Chuo Sogo Bank, Ltd. (The) <sup>(4)</sup>	1987	第二
			Tokyo Tomin Bank, Ltd. (The)	1987	地銀

(出所)『金融財政事情』夏季特大号；Hong Kong Commissioner of Banking, *Annual Report 1987*

(注)支店 (Licensed Bank), 免許預金受入会社 (Licensed Deposit-taking Company), 登録預金受入会社 (Registered Deposit-taking Company) の開設年はそれぞれの形態の金融機関が設置された年を指す。ただし、支店等の開設に先立って駐在員事務所 (Local Representative Office) が開設されているため、実際の香港への進出はそれ以前となる。

(1) 富士銀行関連の LB・RDTC。

(2) 第一勧業銀行関連の LB・RDTC。

(3) 東京銀行関連の RDTC。

(4) 駐在員事務所が認可されながら、12月31日時点でまだ未開設。

まず、表2によって1987年における邦銀の進出状況を見てみよう<sup>9)</sup>。これによると、免許銀行(支店)が26行、免許預金受入会社が6行、登録預金受入会社が28行、駐在員事務所が15行で、この時にすでに延べ75行に達していた。ただし、駐在員事務所は銀行業務を行うことが出来ないの、それを除くと60行になる。しかも、免許銀行の中には免許預金受入会社や登録預金受入会社を併設している銀行があり、実質的に香港で業務を行っている銀行は、証券とその他を含め31行となる。さらに、業態別で見ると都銀の地位が大きく、免許銀行が13行、免許預金受入会社が3行、登録預金受入会社が12行とそれぞれで半分程度の数を占めている。これに対して、地銀は免許銀行で2行、登録預金受入会社で3行が進出しているに過ぎない。また、信託銀行と長期信用銀行はいずれも香港に進出していた。それゆえ、1980年代半ばの香港における邦銀は、都銀・長銀・信託が主要な業態で、地銀はまだ本格的な進出を行っておらず、一部の銀行が駐在員事務所を開設して進出の機会をうかがっている状況であったと言えよう。

また、進出年を見ると、免許銀行では最初に香港に進出したのは東京銀行で1953年のことであった。その後、1962年の住友銀行、1964年の三和銀行の進出があり、それ以降では1979年の富士銀行まで間がある。これは、1965年の銀行恐慌の影響を受けて、香港の金融当局がライセンスの発行を1965年から1978年まで停止していたためである。1979年に富士銀行と日本興業銀行が進出した後、1年おいて1981年以降は毎年2～3行が支店を開設している。そして、1984年までに都銀はすべて香港に支店を開設した。この都銀の流れにやや遅れて信託銀行が80年代半ばに横並びで一挙に支店を開設している。地銀は、1986年の横浜銀行と1987年の福岡銀行が支店を開設しているに過ぎない。このように、邦銀が香港においてライセンスを取得して支店を開設する動きは80年代になって本格化したと言ってよい。

ところが、免許預金受入会社と登録預金受入会社についてみると、様相はかなり異なる。まず、免許預金受入会社としては1961年に野村証券がいち早く進出しており、1978年の三和銀行まで70年代に進出が相次ぎ、80年代には進出が見られない。

登録預金受入会社で見ても同様で、1979年までに主要な都銀と信託は現地法人を設立し終わっており、80年代になって登録預金受入会社を設立した都銀と信託は、三和銀行、東京銀行、三菱銀行、中央信託銀行、三井信託銀行に過ぎない。しかも、東京銀行と三和銀行の場合、すでに免許預金受入会社で進出を行っており、登録預金受入会社での進出はこの種の金融機関では重複した進出となっている。このように、都銀や信託銀行は、預金受入会社の形態で支店の開設以前に進出を行っていたことがわかる。同様に地方銀行を見ても、横浜銀行、北陸銀行、静岡銀行が登録預金受入会社として現地法人を設立しているが、横浜銀行による設立は支店開設の5年前であるし、北陸、静岡の両行はまだ支店を開設していなかった<sup>10)</sup>。

免許銀行の支店開設に関して一つの重要なポイントは業務規制の存在である。香港は規制のない自由な市場であるかに見えるが、外国銀行の参入に関しては1978年以降に免許を取った銀行に、いわゆる「一店舗条件 (one building condition)」が課せられている。これは、リテール業務で地場銀行と外国銀行との間の過当競争を防ぐために外銀に課せられた規制である。香港の銀行監督官は、外国銀行の申請ラッシュの中で外銀の支店が香港領内で急増し、リテール業務のシェアを拡大していくことに危機感をもち、過当競争が金融システムの不安定性をもたらすというという観点からこの規制を導入したのであった。すなわち、1978年以降香港に進出した外銀は、ATMを含め1つの店舗でしか営業ができないというものである。このことは、1978年以前に進出した東京銀行、住友銀行、三和銀行以外の邦銀は香港では複数の店舗を持って営業できないことを意味した。それゆえ、香港ドル預金を集めそれを小口貸出に運用するリテール業務が事実上不可能となっていた<sup>11)</sup>。

こうした規制の存在に対して、1978年以降香港に進出した邦銀はいかに対処したのであろうか。外銀がリテール業務を積極的に展開する方法として、多店舗展開が可能なライセンスを買収する方法がある。1987年三菱銀行はマーカンタイル銀行 (Mercantile Bank) のライセンスをシティバンク (Citibank) から買収した。マーカンタイル銀行は、1853年にインドで設立された Mercantile

Bank of India, London and China に起源をもつ歴史的な銀行である。同行は設立後、イギリスの特許状 (Royal Charter) を取得して、Chartered Mercantile Bank of India, London and China としてアジア全域、特にインドと中国において営業を展開した。しかし、1893年に銀価格の下落にともなう営業上の欠損から特許状を放棄して、Mercantile Bank of India Ltd. として主にインドを中心に営業を行う銀行として再スタートした。インドを中心とした営業とはいえ、香港と上海には小規模ながらも支店を維持し、しかも香港においては香港上海銀行、チャータード銀行と並んで銀行券を発行する銀行の一つであった。ところが、1950年代は、M&Aの波、インドでの競争の激化、ナショナリズムの台頭の時期であり、そうした流れの中でマーカンタイル銀行は、1959年3月香港上海銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation: HSBC) の子会社になることを決定した。こうして、マーカンタイル銀行は HSBC グループの一翼を担う銀行となったが、1984年大規模なリストラの中でマーカンタイル銀行の株式がシティバンクに売却されるとともに、香港でのライセンスも売却されたのである<sup>12)</sup>。三菱銀行は、1987年1月にこのマーカンタイル銀行のライセンスをシティバンクから買収した。この結果、香港銀行監督官も三菱銀行のライセンスを複数店舗で営業できるライセンスに変更したのであった<sup>13)</sup>。三菱銀行のこのライセンス取得は、対中国業務や中国への返還をにらみ香港での営業基盤を強化することが目的であったと言われる<sup>14)</sup>。

また、「一店舗条件」による営業上の不利は、現地銀行への資本参加によってある程度は解消されていると考えられる。1987年末の段階で5行が現地銀行に資本参加している<sup>15)</sup>。まず、第一勸業銀行は1986年9月に浙江第一銀行 (Chekiang First Bank Limited) の株式を95%取得し、全面的な買収を行った。同行は1950年に設立された買収当時資本金1億HKドルの銀行で、主に香港領域内で個人向けのリテール銀行サービスを行っている銀行である。同時に同行は中国浙江省と強い関連をもち、香港への進出では都銀の中でも遅かった第一勸業銀行が、対中国ビジネスを強化する目的で行った買収であると言われる<sup>16)</sup>。また、

富士銀行も1973年に広安銀行 (Kwong On Bank Limited) の株式を55%取得している。同行は、買収当時資本金10百万HKドル、預金高で12位の地場銀行であり、香港の中堅銀行としてリテール業務を中心とした銀行業務を手がけていた<sup>17)</sup>。さらに、東海銀行は香港商業銀行 (Commercial Bank of Hong Kong Ltd.) の株式を1972年に10%取得している。この銀行は1995年に亞洲商業銀行有限公司 (Asia Commercial Bank Ltd.) に行名変更を行っている。そして、三菱銀行も1975年に廖創興銀行 (Liu Chong Hing Bank Limited) の株式を25%取得している。この他、三和銀行も1987年に大新金融集団 (Dah Sing Financial Holdings Limited) の株式を15.1%取得し、大新銀行 (Dah Sing Bank) をグループ銀行にしている<sup>18)</sup>。このように、多店舗展開ができなかった銀行は、自行支店はホールセール業務に特化しながら、資本参加している銀行を通じてリテール業務を間接的に遂行するという戦略を採っていたと考えられる。

なお、こうした外銀にとって参入障壁となっていた「一店舗条件」は、1994年9月に若干修正された。すなわち、1店舗以外に事務部門 (back office) と地域部門 (regional office) を1店舗持つことができるようになったことである。これは、香港の銀行街であるセントラル地区のオフィススペースの不足やオフィス賃貸料の上昇の結果、この地区に支店をもつ外国銀行は不利益を被っていることから、より賃貸料の安い地区に事務部門や地域部門を持つことを許可するものであった。ただし、この変更でも事務部門や地域部門では預金の受入、小切手の支払い等の銀行業務は認められていない。さらに、この「一店舗条件」については、香港金融管理局が依頼したコンサルティングの結果、1999年9月には、外国銀行に対して最大3店舗までの営業を認めるようにガイドラインが修正された (三店舗条件)。このコンサルティングペーパーは、インターネットバンキングやテレホンバンキングの普及につれ、キャッシュベースでのリテール業務の余地が次第に少なくなることから鑑み、「一店舗条件」が香港における競争制限措置として適切なものではないとして、この条件を段階的に廃止することを提案している<sup>19)</sup>。こ

れを受けて金融管理局は、最大3店舗までの営業を認めた後、この廃止の影響をモニターしつつ2001年の第1四半期に今後の緩和について検討する方針をとった。その結果、2001年11月、香港金融管理局はこの「三店舗条件」の廃止を決定したのである<sup>20)</sup>。

次に、1987年以降2001年までの邦銀による香港への進出と撤退のデータによって、この間の特徴を見ていこう。表3は、この間の香港における認定金融機関 (Authorized Institutions) である免許銀行、限定免許銀行、預金受入会社の推移を

国籍別に示している。1986年に香港における認定金融機関総数は443行であった。このうち預金受入会社が254社存在したが、この預金受入会社は1996年までに半減する。他方、限定免許銀行は1987年から1997年までに1.7倍になったが、その数は少ない。免許銀行は1986年の151行から1995年の185行まで34行増加した。しかし、その後1999年には156行に減少している。他方、邦銀を見ると1995年がいずれの認定金融機関に関してもピークで、全体で1986年から1995年まで36行増加している。すなわち、免許銀行が25行から46行へ21行、

表3 香港における国籍別認定金融機関数

		1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
香港	L.B.	20	19	19	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	15	16	14
	R.L.B.	5	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	D.T.C.	46	34	30	25	20	19	18	17	17	17	16	15	14	15	16	15
	Total	71	57	53	44	38	37	36	35	35	35	34	33	32	32	34	31
中国	L.B.	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18	18	18	18	19	19	19
	R.L.B.	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	2	2
	D.T.C.	17	16	16	16	16	16	16	15	15	15	14	14	13	10	3	3
	Total	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	35	34	35	34	32	24
日本	L.B.	25	26	28	30	31	33	37	41	45	46	46	44	36	25	22	20
	R.L.B.	6	6	6	8	11	12	12	12	12	12	11	11	7	7	5	5
	D.T.C.	28	28	30	29	31	36	35	36	37	37	35	30	22	9	8	7
	Total	59	60	64	67	73	81	84	89	94	95	92	85	65	41	35	32
	L.R.O.	14	15	20	25	32	31	30	27	29	27	25	26	23	19	17	17
ドイツ	L.B.	8	8	8	9	9	8	8	9	10	10	10	10	10	9	9	9
	R.L.B.	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	D.T.C.	5	4	4	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	Total	13	12	12	13	11	9	9	10	11	12	12	12	12	10	10	10
イギリス	L.B.	7	7	7	7	7	5	5	6	7	7	7	7	7	7	8	10
	R.L.B.	9	9	8	8	7	7	7	7	7	3	4	4	3	3	2	2
	D.T.C.	10	7	6	5	5	4	4	4	4	3	1	1	0	0	0	0
	Total	26	23	21	20	19	16	16	17	18	13	12	12	10	10	10	12
アメリカ	L.B.	22	21	20	20	20	18	15	13	14	16	14	14	14	12	13	10
	R.L.B.	5	4	5	5	7	8	8	9	11	11	11	13	13	13	10	9
	D.T.C.	30	32	28	29	26	17	15	12	10	9	7	5	5	4	5	5
	Total	57	57	53	54	53	43	38	34	35	36	32	32	32	29	28	24
その他	L.B.	54	59	63	69	71	69	69	72	73	72	71	71	71	69	67	65
	R.L.B.	13	11	11	10	17	22	25	25	29	32	31	32	31	29	26	28
	D.T.C.	118	111	102	94	91	66	58	57	53	50	50	49	46	33	29	24
	Total	185	181	176	173	179	157	152	154	155	154	152	152	148	131	122	117
合計	L.B.	151	155	160	165	168	163	164	172	180	185	182	180	172	156	154	147
	R.L.B.	38	35	35	36	46	53	56	57	63	63	62	66	60	58	48	49
	D.T.C.	254	232	216	202	191	159	147	142	137	132	124	115	101	71	61	54
	Total	443	422	411	403	405	375	367	371	380	380	368	361	333	285	263	250
		1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
邦銀の純増減	L.B.	n.a.	1	2	2	1	2	4	4	4	1	0	-2	-8	-11	-3	-2
	R.L.B.	n.a.	0	0	2	3	1	0	0	0	0	-1	0	-4	0	-2	0
	D.T.C.	n.a.	0	2	-1	2	5	-1	1	1	0	-2	-5	-8	-13	-1	-1
	Total	n.a.	1	4	3	6	8	3	5	5	1	-3	-7	-20	-24	-6	-3

(出所) Hong Kong Commissioner of Banking, *Annual Report*; Hong Kong Monetary Authority, *Annual Report*

(注) (1) L.B.=Licensed Bank; R.L.B.=Restricted License Bank; D.T.C.=Deposit-taking Companies; LRO=Local Representative Office

(2) データは各年末における金融機関数を示す。

(3) 邦銀のシャドーはそれぞれの数がピークとなっていることを示す。



表 4 香港における邦銀の進出と撤退 1987～2002年

年	出 店			店			廃 店		
	銀行名	形態	業態	銀行名	形態	業態	銀行名	形態	業態
1987年	Bank of Fukuoka, Ltd. (The)	支店	地銀	Bank of Fukuoka, Ltd. (The)	支店	地銀	Bank of Fukuoka, Ltd. (The)	支店	地銀
	Shizuoka Finance (H.K.) Limited	支店	地銀	Chuo Trust and Banking Company, Ltd. (The)	支店	信託	Chuo Trust and Banking Company, Ltd. (The)	支店	信託
	Shuzo Sogo Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Surga Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
1988年	Tokyo Tomin Bank, Ltd. (The)	LRO	地銀						
	Chiba Bank Limited (The)	支店	地銀						
	Hokuriku Bank Limited (The)	支店	地銀						
	Hachijumi Asia Limited	支店	地銀						
	Korea-Japan Finance Company Limited	支店	地銀						
	Daishi Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Fukui Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Fukutoku Sogo Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Hyakujyushi Bank, Ltd (The)	支店	地銀						
	Mie Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
1989年	Juroku Bank Limited (The)	支店	地銀	BOJ Finance (Hong Kong) Limited	支店	地銀	BOJ Finance (Hong Kong) Limited	支店	地銀
	Ogaki Kyojitsu Bank Limited (The)	支店	地銀	Daiwa Securities (H.K.) Ltd.	支店	証券	Daiwa Securities (H.K.) Ltd.	支店	証券
	Daiwa Securities (Hong Kong) Limited	支店	証券	Mitsubishi Finance (Hong Kong) Limited	支店	証券	Mitsubishi Finance (Hong Kong) Limited	支店	証券
	Mitsubishi Finance (Hong Kong) Limited	支店	証券	Sanwa-DSP Credit Limited	支店	証券	Sanwa-DSP Credit Limited	支店	証券
	Nikko Securities Company (Asia) Limited	支店	証券	Hokuriku Bank Limited (The)	支店	地銀	Hokuriku Bank Limited (The)	支店	地銀
	Fukuoka Finance International Limited	支店	地銀	Chiba Bank Limited (The)	支店	地銀	Chiba Bank Limited (The)	支店	地銀
	Ashikaga Finance (Hong Kong) Limited (The)	支店	地銀	Juroku Bank Limited (The)	支店	地銀	Juroku Bank Limited (The)	支店	地銀
	Iyo Bank Limited (The)	支店	地銀	Ogaki Kyojitsu Bank Limited (The)	支店	地銀	Ogaki Kyojitsu Bank Limited (The)	支店	地銀
	Bank of Kinji Limited (The)	支店	地銀						
	Shiga Bank Limited (The)	支店	地銀						
	Kiyo Bank Limited (The)	支店	地銀						
	Bank of Kyoto Limited (The)	支店	地銀						
	Hokkaido Bank Limited (The)	支店	地銀						
	Hokkoku Bank Limited (The)	支店	地銀						
	Chugoku Bank Limited (The)	支店	地銀						
	Gunma Bank Limited (The)	支店	地銀						
1990年	Nishi-Nippon Bank, Ltd. (The)	支店	地銀	DKB Asia Ltd.	支店	地銀	DKB Asia Ltd.	支店	地銀
	Shizuoka Bank Ltd. (The)	支店	地銀	LTCB Asia Ltd.	支店	地銀	LTCB Asia Ltd.	支店	地銀
	Bank of California N.A. (The)	支店	地銀	Taiyo Kobe Bank Limited	支店	地銀	Taiyo Kobe Bank Limited	支店	地銀
	DKB Asia Limited	支店	地銀	Nishi-Nippon Bank, Ltd. (The)	支店	地銀	Nishi-Nippon Bank, Ltd. (The)	支店	地銀
	Fukuoka City Finance Limited	支店	地銀						
	Hiroshima Finance (Asia) Ltd.	支店	地銀						
	Hyakujyushi Finance (Hong Kong) Limited	支店	地銀						
	Tokyo Tomin Finance (Hong Kong) Limited	支店	地銀						
	Bank of Osaka, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Chukyo Bank, Limited (The)	支店	地銀						
	Ehime Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Hanshin Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Hokutsu Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Kofuku Bank, Limited (The)	支店	地銀						
	San-in Godo Bank, Ltd. (The)	支店	地銀						
	Shoko Chukin Bank (The)	支店	地銀						
1991年	Bank of Kinji Limited (The)	支店	地銀	Kyowa Bank Limited (The)	支店	地銀	Kyowa Bank Limited (The)	支店	地銀
	Fukui Bank, Ltd. (The)	支店	地銀	Kincheng-Tokyo Finance Company Limited	支店	地銀	Kincheng-Tokyo Finance Company Limited	支店	地銀
	Hachijumi Bank, Ltd. (The)	支店	地銀	Fukui Bank, Ltd. (The)	支店	地銀	Fukui Bank, Ltd. (The)	支店	地銀
	Kincheng-Tokyo Finance Company Limited	支店	地銀	Hachijumi Bank, Ltd. (The)	支店	地銀	Hachijumi Bank, Ltd. (The)	支店	地銀
	Gunma Finance (Hong Kong) Limited	支店	地銀	Shizuoka Bank Ltd. (The)	支店	地銀	Shizuoka Bank Ltd. (The)	支店	地銀
	Hokkaido International Finance (Asia) Limited	支店	地銀						

備 考

LBへ転換 (1987)  
LBへ転換 (1986)

LRO (1985) から転換  
韓国銀行100%  
新規進出 注(1)

LRO (1985) から転換  
LRO (1984) から転換  
八十二銀行100%  
日本長期信用銀行50% 注(2)  
新規進出  
新規進出 注(3)  
新規進出  
新規進出

LRO (1986) から転換  
LRO (1986) から転換  
大和証券 注(4)  
三菱銀行100%  
日興証券 注(5)  
福岡銀行100%  
足利銀行100%  
新規進出  
新規進出  
新規進出  
新規進出  
新規進出  
新規進出  
新規進出  
新規進出  
新規進出  
新規進出

第一勧業銀行99% (1978) ; RLBへ転換 (1990)  
日本長期信用銀行100% (1973) ; RLBへ転換 (1990)  
合併 注(7)  
LBへ転換 (1990)

廃止 (合併) 注(10)  
東京銀行50% (1980) ; RLBへ転換 (1991)  
LBへ転換 (1991)  
LBへ転換 (1990)



表4 香港における邦銀の進出と撤退 1987~2002年 (続き)

出店	銀行名			店			店		
	銀行名	形態	備考	銀行名	形態	備考	銀行名	形態	備考
1998年	Bank of Yokohama, Ltd. (The)	LRO	LBから転換 (1998)	Bank of Yokohama, Ltd. (The)	支店	LROへ転換 (1998)			
	Hiroshima Bank, Ltd. (The)	LRO	LBから転換 (1998)	Fukui Bank, Ltd. (The)	支店	撤退 (DTC小会社は存続)			
	Norin Chukin Bank (The)	LRO	その他 新規進出	Gunma Bank Ltd. (The)	支店	LROへ転換 (1998)			
				Hiroshima Bank, Ltd. (The)	支店	撤退			
				Hokuriku Bank Limited (The)	支店	撤退			
				Hyakujyushi Bank, Ltd (The)	支店	撤退			
				Surga Bank, Ltd. (The)	支店	撤退			
				Tokyo Tomlin Bank, Ltd. (The)	支店	撤退			
				Daiwa Securities (H.K.) Ltd.	支店	撤退			
				IBJ Asia Limited	支店	免許返上			
				LTCB Asia Limited	支店	免許返上			
				Nomura International (Hong Kong) Limited	支店	日本興業銀行100% (1973) ; 廃止			
				Ashikaga Finance (H.K.) Limited (The)	支店	日本長期信用銀行100% (1973) ; 廃止			
				Hiroshima Finance (H.K.) Limited	支店	野村証券100% ; 免許返上			
				Hokuriku Finance (H.K.) Limited	支店	廃止			
				Hyakujyushi Finance (Hong Kong) Limited	支店	北陸銀行100% (1986) ; 廃止			
				Oakreed Financial Services Limited	支店	廃止			
				Shizuoka Finance (H.K.) Limited	支店	廃止			
			Tokyo Tomlin Finance (Hong Kong) Limited	支店	廃止				
			Yokohama Asia Limited	支店	横浜銀行100% (1981) ; 廃止				
			Aomori Bank, Ltd. (The)	支店	撤退				
			Bank of Ikeda, Ltd (The)	支店	撤退				
			Dai-ichi Kangyo Bank (Schweiz) AG	支店	撤退				
			Ehime Bank, Ltd. (The)	支店	撤退				
			Hokkaido Takushoku Bank, Ltd. (The)	支店	撤退				
			Mie Bank, Ltd. (The)	支店	撤退				
			Bank of Fukuoka, Ltd. (The)	支店	LROへ転換 (1999)				
			Chuo Trust and Banking Company, Ltd. (The)	支店	撤退				
			Eigteenth Bank, Limited (The)	支店	撤退				
			Fukuoka City Bank, Ltd. (The)	支店	LROへ転換 (1999)				
			Hokkoku Bank, Ltd. (The)	支店	LROへ転換 (1999)				
			Kwong On Bank Limited	支店	富士銀行50.1% (1972) ; 持ち分売却 注 (13)				
			Long-term Credit Bank of Japan, Limited (The)	支店	LROへ転換 (1999)				
			Mitsui Trust and Banking Co. Ltd. (The)	支店	撤退				
			San-in Godo Bank Ltd. (The)	支店	撤退				
			Toyo Trust and Banking Company, Limited (The)	支店	LROへ転換 (1999)				
			Yasuda Trust & Banking Company, Limited (The)	支店	中央信託銀行100% (1983) ; 廃止				
			Chuo Trust, Asia Limited	支店	中央信託銀行100% (1973) ; 廃止				
			Daiwa Overseas Finance Limited	支店	大和銀行100% (1973) ; 廃止				
			Fukuoka City Finance Limited	支店	廃止				
			Fukuoka Finance International Limited	支店	廃止				
			Juroku International Finance Limited	支店	廃止				
			Kwong On Finance Limited	支店	廃止				
			Kyoto International Finance (Hong Kong) Limited	支店	廃止				
			Mitsubishi Trust Finance (Asia) Limited	支店	三井信託銀行100% (1978) ; 廃止				
			Mitsubishi Trust Finance (Asia) Limited	支店	三菱信託銀行100% (1978) ; 廃止				
			Sakura Finance Hongkong Limited	支店	さくら銀行100% (1973) ; 廃止				
			Yasuda Trust Asia Pacific Limited	支店	安田信託銀行100% (1978) ; 廃止				
			Sakura Finance Asia Limited	支店	さくら銀行100% (1977) ; 廃止				
			Sumitomo Finance (Asia) Limited	支店	住友銀行100% ; 廃止				
			Bank of Saga Ltd. (The)	支店	撤退				
			Chukyo Bank, Limited (The)	支店	撤退				
			Export-Import Bank of Japan (The)	支店	撤退				
			Hokuetsu Bank, Ltd. (The)	支店	撤退				
			Joyo Bank, Ltd. (The)	支店	撤退				
			Bank of Fukuoka, Ltd. (The)	支店	地銀				
			Fukuoka City Bank, Ltd. (The)	支店	地銀				
			Hokkoku Bank, Ltd. (The)	支店	地銀				
			Long-term Credit Bank of Japan, Limited (The)	支店	信託				
			Yasuda Trust & Banking Company, Limited (The)	支店	信託				
			Chuo Trust, Asia Limited	支店	信託				
			Daiwa Overseas Finance Limited	支店	信託				
			Fukuoka City Finance Limited	支店	信託				
			Fukuoka Finance International Limited	支店	信託				
			Juroku International Finance Limited	支店	信託				
			Kwong On Finance Limited	支店	信託				
			Kyoto International Finance (Hong Kong) Limited	支店	信託				
			Mitsubishi Trust Finance (Asia) Limited	支店	信託				
			Mitsubishi Trust Finance (Asia) Limited	支店	信託				
			Sakura Finance Hongkong Limited	支店	信託				
			Yasuda Trust Asia Pacific Limited	支店	信託				
			Sakura Finance Asia Limited	支店	信託				
			Sumitomo Finance (Asia) Limited	支店	信託				
			Bank of Saga Ltd. (The)	支店	信託				
			Chukyo Bank, Limited (The)	支店	信託				
			Export-Import Bank of Japan (The)	支店	信託				
			Hokuetsu Bank, Ltd. (The)	支店	信託				
			Joyo Bank, Ltd. (The)	支店	信託				

出		店				廃				店				
銀	行	名	形態	業態	備	考	銀	行	名	類型	形態	業態	備	考
1999年														
		Kincheng-Tokyo Finance Company Limited Daewa Bank, Limited (The)	DTC LRO	現法 都銀	RLBから転換 (2000) LBから転換 (2000)									
2000年														
2001年														
		Nishi-Nippon Bank, Ltd. (The)	LRO	地銀	LBから転換 (2001)									
2002年														
		Asahi Bank, Ltd. (The) Japan Bank for International Cooperation	LRO LRO	都銀 その他	LBから転換 (2002) 新規進出									

(出所) Hong Kong Commissioner of Banking Annual Report; Hong Kong Monetary Authority, Annual Report; 週刊「金融財政事情」夏季特大号、東洋経済新報社編「海外進出企業総覧」各年

(注) 略号: LB=Licensed Bank (免許銀行); LDTC=Licensed Deposit-taking Company (免許預金受入会社); 1990年1月まで; Registered Deposit-taking Company (登録預金受入会社); 1990年1月まで; RLB=Restricted Licensed Bank (限定免許銀行); 1990年2月から; DTC=Deposit-taking Company (預金受入会社); 1990年2月から; LRO=Local Representative Office (駐在員事務所)

都銀は都市銀行、長銀は長期信用銀行、信託は信託銀行、地銀は地方銀行、第二は第二地方銀行協会加盟銀行の略。

出店と廃店には、それぞれ新規参入と撤退の他に組織形態の変更も含む。

( ) 内の数値はその事象が生じた年号; 銀行名の後の%は出資比率

1989年の銀行法改正に伴うLDTC→RLB、RDTC→DTCへの自動的転換は表には記載されていない。

(1) 1989年にAichi Bank Ltd. (The) に行名変更。

(2) その他の持分は、KKBC50%。

(3) 1989年にFukuoku Bank Ltd. (The) に行名変更。

(4) 1996年に持株会社 Daiwa Securities Asia Holding B.V. の100%出資に変更。

(5) 1996年に持株会社 Nikko Global Holdingsの100%出資に変更。

(6) 持株会社 Bancal Tri-State Corp. が100%出資。

(7) この合併によって、Mitsui Bank Ltd. →Mitsui Taiyo Kobe Bank, Limited (The), Mitsui Finance Asia Limited →Mitsui Taiyo Kobe Finance Hongkong Limited →Sakura Finance Hongkong Limited と行名変更。

(8) その他の持分は、Kincheng Banking Corporation (金城銀行) 30%、個人10%。

(9) その他の持分は、Bank of East Asia (東亜銀行) 30%、個人10%。

(10) この合併によって、Saitama Bank Ltd. (The) →Kyowa Saitama Bank Ltd. (The), Saitama International (Hong Kong) Limited →Kyowa Saitama Finance (Hong Kong) Limited に行名変更。

(11) 2000年にShinkin Central Bank (信金中央金庫) に行名変更。

(12) この合併によって、Mitsubishi Bank Ltd. (The) →Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. (The), BOT International (HK) Limited →Tokyo-Mitsubishi Finance International (HK) Limited に行名変更。

(13) 現地持株会社 (共同出資) Kwong On Holdings を含めた持分。持分をすべて Development Bank of Singapore に売却。

(14) 親会社 Kwong On Bank of China30%、First National Bank of Chicago30%、China Resources10%。

(15) その他の持分は、Bank of China30%、First National Bank of Chicago30%、China Resources10%。

(16) この合併によって、Sumitomo Bank, Limited (The) →Sumitomo Mitsui Banking Corporation と行名変更。

(17) この合併によって、Sanwa Bank Limited →UFJ Bank Limited, Sanwa International Finance Limited →UFJ International Finance Asia, Limited と行名変更。

(18) この合併によって、Fuji Bank Limited →Mizuho Corporate Bank Ltd., DKB Asia Limited →MIZUHO CORPORATE ASIA (HK) Limited, Yasuda Trust & Banking Company, Limited (The) →Mizuho Trust & Banking Co. Ltd. と行名変更。

限定免許銀行は6行から12行へ6行、預金受入会社は28行から37行へ9行それぞれ増加している。全般的傾向とは逆に預金受入会社の増加が特徴的である。また、免許銀行の全体の増加34行のうち、邦銀の増加が21行（62%）を占めていた。

しかし、その邦銀も1996年以降は減少に転じ、1999年に免許銀行は25行へピークの46行から21行減少して1986年の水準にもどった。限定免許銀行は12行から7行へ5行減少し、預金受入会社は、37行から9行まで実に28行の減少を見た。認定金融機関全体の減少は、95行から41行まで半減以上であった。この減少が特に大きかったのは1998年と1999年である。1998年には免許銀行が8行、限定免許銀行が4行、預金受入会社が8行、合計20行減少し、1999年には免許銀行が11行、預金受入会社が13行、合計24行減少している。この2年間に香港からの大規模な撤退が生じた結果、2001年末の段階では邦銀の免許銀行（支店）は20行となり、中国系の19行とはほぼ同数になっている。

この間にいかなる銀行の進出と撤退があったのかを詳細に見たのが表4である<sup>21)</sup>。この表によれば、1995年を境に邦銀の香港への進出と撤退の動向が逆転したことが判る。1994年までは出店が廃店を大きく上回っている。廃店も見られるが、支店への昇格にともなう駐在員事務所の廃止が廃店の半分以上を占める。1989年に大和証券と三菱銀行の現地子会社である登録預金受入会社の免許預金受入会社への転換は、翌年の銀行条例の改正を前にした組織形態の変更である。この結果、1990年2月の銀行条例の改正によって免許預金受入会社は限定免許銀行に転換した。1990年には第一勧業銀行と日本長期信用銀行の子会社である預金受入会社が限定免許銀行に転換している。これ以外に都銀の合併による廃止がある。まず、1990年に太陽神戸銀行と三井銀行との合併（さくら銀行）で前者の支店が廃止され、1991年と1992年に協和銀行と埼玉銀行との合併（協和埼玉銀行）で前者の支店・現地法人が廃止されている。それゆえ、この間の純粋な撤退は、1989年の東京銀行と三和銀行による現地子会社（登録預金受入会社）の廃止と、1993年の大阪銀行と阪神銀行の駐在員事務所の廃止が見られるだけである。

他方、進出では駐在員事務所から免許銀行（支

店）への転換が1988年～1990年に毎年2行、1991年が3行、1992年～1994年までが毎年4行と、継続的に見られる。また、預金受入会社の設立も盛んで、1987年1行、1988年2行、1989年5行（うち2行は組織形態の変更）、1990年4行、1991年6行、1993年と1994年それぞれ1行の設立が見られた。さらに駐在員事務所の設置による新規進出も活発で、1987年3行、1988年5行、1989年9行、1990年8行、1991年2行、1992年4行、1993年3行、1994年5行の設置が見られた。この時期の出店の特徴は、地方銀行によってそれが担われたということであろう。1987年から1995年にかけて開設された支店22店すべてが地銀・第二地銀である。また、設立された預金受入会社（組織形態の変更を除く）18社のうち15社が地銀・第二地銀の子会社である。さらに、新規に設置された駐在員事務所39行のうち36行までが地銀・第二地銀の駐在員事務所である。このように、1994年までは邦銀による香港へ進出が活発に行われ、そのほとんどが地方銀行によって行われているといえる。

この進出の流れは1995年を境に逆転する。まず、1995年は、出店で2行の地銀が駐在員事務所から支店に転換し、新規の駐在員事務所も3行設置された。他方、廃店では福德銀行の支店廃止が見られる。ここまで合併以外では支店の廃止がなかった免許銀行も初めて撤退が生じている。さらに、兵庫銀行も駐在員事務所を廃止して撤退した。1996年は出店で伊予銀行がライセンスを取得して駐在員事務所を支店に格上げしている他、2行の駐在員事務所が新規に設置されている。廃店では、東京銀行の支店と三菱銀行の限定免許銀行が廃止されているが、これは東京銀行と三菱銀行の合併（東京三菱銀行）に伴うものである。しかし、北海道銀行と日本長期信用銀行の現地子会社である預金受入会社が廃止されている。また、北海道銀行と幸福銀行の駐在員事務所の廃止も見られる。1997年に入ると撤退が本格化してきた。出店では全信連が支店を開設したのみで、この時以降邦銀の支店開設は見られない。廃店では、近畿銀行が支店を廃止して撤退したほか、北海道拓殖銀行と日本債券信用銀行が支店を廃止して駐在員事務所に降格させた（前者は1998年、後者は1999年にこの駐在員事務所も廃止している）。この2行は預

金受入会社も廃止している。その預金受入会社では、日興証券、山一証券、東海銀行もこれを廃止した。

1998年と1999年には大規模な撤退・再編が見られた。1998年は、支店で8行、限定免許銀行で4行、預金受入会社で8社、駐在員事務所で6行が撤退している。これに対して出店も3行が駐在員事務所を設置しているが、横浜銀行と広島銀行は支店からの降格であり、広島銀行はこの駐在員事務所も2000年に閉鎖している。新規の出店は農林中金の駐在員事務所の設置のみである。1999年になると撤退の波は最大になった。免許銀行は11行が撤退している。この中には、富士銀行による地場の免許銀行である広安銀行の持ち分売却も含まれている。預金受入会社も13社が廃止され（やはり富士銀行による広安銀行の持ち分売却に伴う子会社の売却を含む）、駐在員事務所も10行が廃止している。出店では5行の駐在員事務所の設置が見られるがいずれも支店からの降格である。このうち、日本長期信用銀行は、支店を廃止して駐在員事務所に降格させたが、この駐在員事務所も年内に廃止している。2000年は、撤退の波は弱まったとはいえ、重要な銀行の撤退が見られる。支店の廃止は3行であったが、このうち大和銀行が支

店を廃止して、駐在員事務所に降格させている。都銀で支店を廃止したのは、倒産や合併による場合を除いて大和銀行がはじめてである。また、限定免許銀行も3行が廃止され<sup>22)</sup>、駐在員事務所も3行がこれを廃止している。2001年と2002年にも撤退が見られたが、そのいくつかは合併に伴う支店廃止であった。しかし、都銀ではあさひ銀行が大和銀行に次いで支店を廃止し、地銀では西日本銀行が支店と預金受入会社を廃止している。

このように、1995年以降生じた邦銀の撤退・再編は、都銀、長銀、信託、地銀という業態に関係なく、免許銀行（支店）、限定免許銀行、預金受入会社、駐在員事務所を含めて、全面的ともいう撤退になっている。その結果、表5に見られるように、2002年末には、免許銀行（支店）16行、限定免許銀行5行、預金受入会社6社、駐在員事務所15行が香港に残るのみとなった。このうち、免許銀行では都銀は合併と撤退の結果5行（地場銀行を子会社化している第一勧業銀行を除く）に減少し、信託銀行は1行、地方銀行が9行、その他が1行となっている。これを、表3の1987年末時点と比べると、長期信用銀行の支店がなくなり、信託銀行も三菱信託銀行1行のみとなった。地方銀行では、逆に2行から9行に増えている。預金

表5 香港の邦銀現況（2002年12月31日現在）

免許銀行（支店）	業 態	預金受入会社	業 態
Bank of Tokyo-Mitsubishi,Ltd. (The)	都 銀	C.F.Finance Company Limited	都 銀
Chekiang First Bank Limited	都 銀	Gunma Finance (Hong Kong) Limited	地 銀
Chiba Bank, Ltd. (The)	地 銀	Hachijuni Asia Limited	地 銀
Chugoku Bank, Ltd. (The)	地 銀	Iyo Finance (Hong Kong) Limited	地 銀
Hachijuni Bank, Ltd. (The)	地 銀	Michinoku Finance (Hong Kong) Limited	地 銀
Iyo Bank, Ltd. (The)	地 銀	Sumitomo Trust Finance (H. K.) Limited (The)	信 託
Juroku Bank, Ltd. (The)	地 銀	駐在員事務所	業 態
Mitsubishi Trust and Banking Corp. (The)	信 託	Asahi Bank, Ltd (The)	都 銀
Mizuho Corporate Bank, Ltd.	都 銀	Bank of Fukuoka, Ltd. (The)	地 銀
Ogaki Kyoritsu Bank, Ltd. (The)	地 銀	Bank of Kyoto, Ltd. (The)	地 銀
Shiga Bank, Limited (The)	地 銀	Bank of Yokohama,Ltd. (The)	地 銀
Shinkin Central Bank	その他	Daiwa Bank, Limited (The)	都 銀
Shizuoka Bank, Ltd. (The)	地 銀	Hokkoku Bank, Ltd. (The)	地 銀
Sumitomo Mitsui Banking Corporation	都 銀	Japan Bank for International Cooperation	その他
UFJ Bank,Limited	都 銀	Kagoshima Bank, Ltd (The)	地 銀
Yamaguchi Bank, Ltd. (The)	地 銀	Miyazaki Bank, Ltd. (The)	地 銀
限定免許銀行	業 態	Nanto Bank, Ltd. (The)	地 銀
MIZUHO CORPORATE ASIA (HK) LIMITED	都 銀	Norinchukin Bank (The)	その他
ORIX Asia Limited	その他	Nishi-Nippon Bank, Ltd. (The)	地 銀
Tokyo-Mitsubishi International (HK) Limited	都 銀	Oita Bank, Ltd. (The)	地 銀
UFJ International Finance Asia Limited	都 銀	Shoko Chukin Bank (The)	その他

（出所）Hong Kong Monetary Authority, *Monthly Statistical Bulletin*, Jan. 2003



分類	銀行名	業態	進出年・資産規模			廃止年			2002年末現在			存続年数			準備年数			
			LRO	資産	支店	DTC	資産	LRO	支店	DTC	LRO	支店	DTC	LRO	支店	DTC	LRO	支店
IV	Kagoshima Bank, Ltd. (The)	地銀	1986	8.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Aichi Bank, Limited	第二	1987	9.0	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	Mie Bank, Ltd. (The)	地銀	1988	6.2	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Kiyo Bank Limited (The)	地銀	1989	18.0	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Bank of Osaka, Ltd. (The)	地銀	1990	14.2	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Chukyo Bank, Limited (The)	第二	1990	10.2	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Ehime Bank Ltd. (The)	第二	1990	9.2	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Hanshin Bank, Ltd. (The)	第二	1990	7.2	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Hokuetsu Bank, Ltd. (The)	地銀	1990	11.4	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Kofuku Bank, Limited (The)	第二	1990	14.0	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Hyogo Bank, Ltd. (The)	第二	1991	30.6	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Bank of Saga, Ltd. (The)	地銀	1992	11.5	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Toho Bank, Ltd. (The)	地銀	1992	18.0	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Bank of Iwate, Ltd. (The)	地銀	1993	15.8	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-
	Nanto Bank, Ltd. (The)	地銀	1993	31.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	Yamanashi Chuo Bank, Ltd. (The)	地銀	1993	16.6	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
Aomori Bank, Ltd. (The)	地銀	1994	17.5	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
Awa Bank, Ltd. (The)	地銀	1994	19.0	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
Joyo Bank, Ltd. (The)	地銀	1994	70.5	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
Oita Bank, Ltd. (The)	地銀	1994	20.1	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
Bank of Ikeda, Ltd. (The)	地銀	1995	19.3	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
Musashino Bank, Ltd. (The)	地銀	1995	26.5	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	
Miyazaki Bank, Ltd. (The)	地銀	1996	15.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(出所) 表 4 ; The Bankers' Almanac and Yearbook ; 大蔵省銀行局『銀行局年報』

(注) (1) 分類は I が LRO, 支店, DTC をいずれも開設した銀行, II は LRO と支店を開設した銀行, III は LRO と DTC を開設した銀行, IV は LRO のみを開設した銀行を示す。

(2) LRO は駐在員事務所, DTC は預金受入会社を示す。

(3) 銀行名がシャドローになっている銀行は, 2002年末現在に何らかの形態で香港に進出してきている銀行を示す。

(4) 第二地方銀行 (旧相互銀行) の行名は, 次のように代わっている。

Fukuoka Sogo Bank, Ltd. (The) → Fukuoka City Bank, Ltd. (The) ; Fukutoku Sogo Bank, Ltd. (The) → Fukutoku Bank, Ltd. (The) ; Chuo Sogo Bank, Ltd. (The) → Aichi Bank, Limited

(5) 資産規模は LRO, 支店, DTC が設置された年の 3 月末の資産総額。

(6) 分類 I II で LRO の撤退年が「」に入っているのは, 支店開設にともない駐在員事務所を閉鎖した年を示す。広島銀行は1998年支店閉鎖とともに駐在員事務所を再開したが, 2000年に再びこれを閉鎖した。同様に, 福岡シティ銀行も1999年に駐在員事務所を再開して2002年再びこれを閉鎖した。

(7) ○ は支店開設によって一旦は駐在員事務所を閉鎖したが, 支店の閉鎖にともななって駐在員事務所を再開していることを示す。その場合, 駐在員事務所の再開年は支店閉鎖年と同じ。

(8) 存続年数は, 撤退年から進出年を引いたもので, 実際の存続年数とは若干異なる場合がある。



受入会社（1989年以前は登録預金受入会社）は、28社から6社まで大幅に減っているが、都銀の現地法人はみずほ銀行関係の浙一財務有限公司（C.F.Finance Company Limited）を除き、1社も存在しなくなった。限定免許銀行では、東京三菱銀行、みずほ銀行、UFJ銀行が現地法人と支店を保持しているが、三井住友銀行は限定免許銀行も預金受入会社も設置していない。地銀は、4社の預金受入会社を現地法人として持っているが、支店とあわせて保持しているのは伊予銀行と八十二銀行の2行のみである。

香港において最大の銀行グループを形成していた邦銀の撤退は、地元香港では驚きを持って見守られた。この撤退に伴う融資の引き揚げの結果、地場銀行がそれを肩代わりしない限りクレジットクランチが発生し、当該企業が流動性危機に陥ると懸念された。Ⅱで見ると、邦銀は香港において対内融資で少なからざるシェアをもち、1997年末に法人融資のシェアは約20%であったと言われる<sup>23)</sup>。また、香港金融管理局は、邦銀の大規模な撤退という事態にはならないと予想されること、支店を廃止している邦銀は、小規模で香港における業務は限られたものでしかないことを指摘して事態の沈静につとめた<sup>24)</sup>。クレジットクランチは避けられたものの、邦銀の再編は中小の地方銀行にとどまらず、大手都市銀行にも及んだことは上で見たとおりである。

上で見たようにこの時期における邦銀の進出と撤退の1つの特徴は、それが地方銀行によって演じられたということにある。そこで、次に地方銀行に焦点を当てて邦銀の香港への進出を見ておこう。表6は、表4を基礎にして、地方銀行について（1）支店と預金受入会社のいずれも開設した銀行（分類Ⅰ）、（2）支店のみを開設した銀行（分類Ⅱ）、（3）預金受入会社のみを設置した銀行（分類Ⅲ）、（4）駐在員事務所のみにとどまった銀行（分類Ⅳ）に分けて、進出年と撤退年、開設までの期間等を表示したものである。これで見ると、Ⅰに分類される銀行はすべて1980年代までに進出していることがわかる。また、Ⅱに分類される銀行も、2行を除いて1980年代に進出していた。Ⅲに分類される銀行は4行しかなく、1985年、1989年、1992年の進出であった。なお、駐在員事

務所のみを開設したⅣに分類される銀行は23行あるが、19行までが1990年以降の比較的遅く進出した銀行である<sup>25)</sup>。

さて、Ⅰの13行で2002年末現在で支店と預金受入会社の両方を維持している銀行は、八十二銀行、伊予銀行の2行のみに過ぎない。支店のみを維持している銀行が静岡銀行、十六銀行の2行、預金受入会社のみを維持している銀行が群馬銀行1行のみである。地方銀行でもっとも早くから香港に進出していた横浜銀行は、預金受入会社を廃止し、支店を駐在員事務所に降格させている。同様のケースは福岡銀行と西日本銀行である。さらに、北陸銀行、広島銀行、福岡シティ銀行、東京都民銀行、百十四銀行は完全に香港から撤退している。Ⅱに分類される銀行も13行あるが、支店を維持している銀行は、千葉銀行、大垣共立銀行、山口銀行、滋賀銀行、中国銀行の5行、駐在員事務所を維持している銀行は北国銀行の1行、残りの駿河銀行、第四銀行、福井銀行、福徳銀行、近畿銀行、山陰合同銀行、十八銀行の7行は完全に撤退している。Ⅲの預金受入会社のみを設立した銀行のうち2002年末にこれを維持しているのはみちのく銀行のみである。京都銀行は駐在員事務所のみを維持しており、足利銀行と北海道銀行は完全撤退している。最後のⅣに分類される23行のうち、駐在員事務所をそのまま維持している銀行は、鹿児島銀行、南都銀行、山梨中央銀行、大分銀行、宮崎銀行の5行にすぎず、残りの18行は支店開設のライセンスをとることなく、また子会社として預金受入会社を設立することもなく香港を去っている。

外国銀行の参入に関しては、香港金融管理局（1992年以前は銀行監督官）がいくつかのガイドラインを設けている。その1つに、銀行が一定規模以上の資産を保持していなければならない、というものがある。それは、1978年に導入された時点では30億米ドルであったが、1992年までに160億米ドルへ引き上げられている<sup>26)</sup>。もっとも、この基準は1987年3月に一時緩和され、ニュージーランド銀行（Bank of New Zealand）が当時の基準である140億米ドル以下の規模で支店設置が認可された。それは、当該銀行の名声に疑いがなく、認可が国際金融センターとしての香港の利益に資すると判断されたために例外的に認可された

ものである。この基準はこの時以降弾力的に運用されるかに見えたが、1988年のアイルランド銀行(Bank of Ireland)の他は、例外としての適用はなかった<sup>27)</sup>。それゆえ、この時期に香港に進出した邦銀も例外なくこの基準をクリアしなければ支店の設置が認められなかったと考えられる。

この基準に従って香港進出時の地方銀行の資産規模を見るならば、支店が開設された年には各行ともこの基準をクリアしていたことを確認できる。預金受入会社に関しては、この基準は適用されないとされるが<sup>28)</sup>、表6に見る地方銀行は、1990年の東京都民銀行の138億米ドル(基準は140億米ドル)と1994年のみちのく銀行の154億米ドル(基準は160億米ドル)を除いて、ほぼこの基準を上回っている。しかし、1990年と1994年には円ドル相場が急速に円高方向に動いており、3月時点では基準を下回っていたとしても、その後この基準を上回った可能性が高い。それゆえ、地方銀行は預金受入会社の設置時点でも事実上この基準を上回っていたと見る事ができる。

資産規模から見た場合、地方銀行53行中21行が、この基準をクリアしていない段階で駐在員事務所を設置していた。しかしながら、そのうち9行が支店開設の段階で基準をクリアできるまで資産規模を拡大させている。例えば、大垣共立銀行の場合、駐在員事務所が設置された1986年の段階で資産総額は91億米ドルであったが、3年後の支店開設時には161億米ドルまで70億米ドル資産を増加させている。こうした資産総額の増加には、実質的な資産増に加え、この時期の円高傾向が有利に作用したと見る事ができる。特に3月末時点の円ドル相場を見ると、1985年の252.5円から88年の125.4円まで急激に円高になった後、一旦は90年の157.2円まで低落するが、95年の89.4円まで再び急激に上昇した。このような為替相場の動きは、その資産総額を米ドル建てに換算する際に、見かけの上で資産総額を膨らませる効果をもったと言えよう。

次に、表6で進出(駐在員事務所の設置)から支店開設、預金受入会社設立までの期間を見てみよう。支店開設までの期間は、最長で広島銀行の9年、最短で福岡銀行、十六銀行、近畿銀行の2年であり、IとIIに分類される26行の平均は4.7

年である。開設までの期間は個別銀行の事情が大きく作用しており、一概に適切な期間があるとは言えない。しかし、香港の金融当局のガイドラインでは、最低1~2年の期間が必要であるとされている。これは、金融当局が新たに香港に進出する外国銀行に対して、一定の「見習い期間」を設定し、この間に外国銀行が香港の銀行業務を「学習」してもらうよう要請するとともに自らはライセンスを与える準備をするのである。そして、「適性試験(fit and proper test)」に合格した場合に支店開設が認可されたのである<sup>29)</sup>。

これに対して、預金受入会社の設立までは、最長で西日本銀行の8年間であり、2年間で設立にこぎつけた銀行はIとIIIに分類される17行中10行にのぼり、平均して進出から3.1年で預金受入会社を設立している。このことは、香港においては支店の開設よりも預金受入会社の設立の方がたやすいことを意味している。そのため、Iに分類される銀行では、預金受入会社設立の前に支店を開設したケースは、福岡銀行、十六銀行、西日本銀行の3行にすぎない。しかも、前2行は2年間という最短で支店の開設が実現しており、支店開設を急いだという経緯があると考えられる。このように、この時期の地方銀行の香港への進出は、駐在員事務所設置→預金受入会社設立→支店開設の順序となるケースが一般的であったと言えよう。預金受入会社の業務は証券業務が一般的である。ということは、銀行業務を展開できた地方銀行(I~IIIの銀行)30行のうち、預金受入会社を持っていた銀行は、証券業務を香港における業務の一つの軸においていたと考えられる。そのことは、先に見たように、香港におけるリテール業務への参入が外国銀行にとってほとんど不可能であるに等しいという事態がもたらした帰結といつてもよいかもしれない。

以上、邦銀の香港における進出と撤退の状況を見てきたが、都市銀行、信託銀行、長期信用銀行は1980年代までに進出を果たしており、1990年代に進出したのは主に地方銀行であった。そして、1997年以降に邦銀は地方銀行を中心として香港を撤退し、香港に残った都市銀行等の大手銀行も合併等の再編の波にさらされ、それまで香港における最大のグループを形成していたものが、2001年

末には銀行数で中国系銀行とほぼ同数にまで縮小したのであった。では、邦銀はこの間にいかなる業務を行っていたのか、次のⅡとⅢで対内業務と対外業務に分けて見てみよう。

## Ⅱ 邦銀の対内業務

香港における邦銀の対内業務を具体的に見る前に、表7によって1980年代末以降の邦銀の地位を見ておこう。まず、邦銀全体の資産規模は1988年に2兆8百億HKドルと香港所在銀行における総資産の6割弱の規模を持ち、さらに1995年まで50%以上のシェアで他を圧倒していた。しかし、それ以降急速にシェアを低下させ、2001年には中国系銀行、欧州系銀行に抜かれ、14.9%のシェアにとどまっている。金額で見ても、1995年がピークで3兆97百億HKドルを記録したが、それ以降急激に資産残高は減少し、2001年には99百億HKドルと、1兆HKドルを割り込んでいる<sup>30)</sup>。これに対して、預金のシェアは10%~15%前後を推移しており、シェアのピークは1995年の15.6%、金額のピークは1998年の43百億HKドルであった。資産総額と比べて預金の落ち込みは少なく、1999年の段階で41百億HKドルを維持していたが、2001年には30百億HKドルまで落ち込んでいる。この水準は米銀に比べては高いものの、中国系銀行やほとんどが地場銀行と思われる「その他」に比べると見劣りする。邦銀が香港において現地預金を蒐集することが困難であったことをうかがわせる。

他方、貸付残高(Loans and advances to customers)の邦銀シェアは資産総額のシェアと同様に高い。シェアのピークは1991年で62.8%、金額のピークは1995年で2兆26百億HKドルであった。しかし、この貸付は2001年には32百億HKドルまで急減し、シェアも14.7%まで低下した。貸付を対内貸付と対外貸付に区別してみると、対内貸付のシェアは、1990年にピークを記録したが26%程度にとどまっており、外銀の中では最大のシェアとはいえ、貸付総額ほどのシェアをもっていない。金額のピークは1996年で30百億HKドルであるが、この頃になると中国系銀行や欧州系銀行がシェアで邦銀を上回っている。そして、邦

銀のシェアは次第に低下し、2001年には13百億HKドル、6.9%となった。この水準は米銀とほぼ同じ水準で、中国系の銀行の半額以下である。他方、対外貸付では邦銀は圧倒的なシェアを持っていた。1995年にシェア、金額ともにピークを記録し、91.1%、1兆94百億HKドルとなった。この金額は2001年に19百億HKドルと10分の1まで低下したが、シェアはまだ62.7%を維持している。このことは、香港における対外貸付では邦銀が独壇場であり、他の銀行はそれほど集中的にこの業務を行っているわけではなく、対内貸付にウェートを高く置いていると考えられる。

このように、市場シェアの観点から邦銀の地位と業務を見ると、まず邦銀は、資産総額、顧客貸付のうち対外貸付で圧倒的なシェアを持っていた。また、対内貸付でも比較的高いシェアを持っていた。他方、香港内における預金のシェアは低く、資金調達上の不利をうかがわせている。このことは、香港において邦銀が主に対外取引を主流としていたことをうかがわせる。こうした邦銀の地位は、1995年以降とりわけ1998年以降劇的に変化する。市場シェアを大きく低下させ、金額でも3年間で半減近くかそれ以上の減少を見せている。

次に、邦銀香港支店のバランスシートを取り出してより詳しく検討しよう。香港における認定金融機関は、毎月及び四半期ごとにその勘定を金融管理局に報告する義務を負っているが、金融管理局は1998年12月31日以降の決算(中間決算を含む)について、香港支店のバランスシートを含む財務データを公表するよう外国銀行に要請している<sup>31)</sup>。このディスクロージャーの対象となるのは、香港支店の総資産が1百億HKドル以上あるいは総預金が20億HKドル以上の外国銀行である。この基準からすると、邦銀のうち都市銀行、長期信用銀行(当時)、信託銀行はこの対象となると考えられるが、地方銀行は対象外であるように思われる。というのは、地銀香港支店の資産規模はせいぜい10億米ドル(78億HKドル)だからである<sup>32)</sup>。そこで、都銀を中心とした10行のバランスシートを用いて香港における邦銀の業務を分析する<sup>33)</sup>。

表9は、2000年3月31日(1999年度末)のこの10行のディスクロージャーデータをもとに、10行

表7 香港所在銀行の国籍別マーケットシェア

単位：10億 HK ドル；( ) 内%

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
(1) 銀行数														
中国	32 ( 7.8)	32 ( 7.9)	32 ( 7.9)	32 ( 8.5)	32 ( 8.7)	32 ( 8.6)	32 ( 8.4)	35 ( 9.1)	34 ( 9.2)	35 ( 9.7)	34 ( 10.2)	32 ( 11.2)	24 ( 9.1)	24 ( 9.6)
日本	64 (15.6)	67 (16.6)	73 (18.0)	81 (21.6)	84 (22.9)	89 (24.0)	94 (24.7)	95 (24.7)	92 (25.0)	85 (23.5)	65 (19.5)	41 (14.4)	35 (13.3)	32 (12.8)
アメリカ	53 (12.9)	54 (13.4)	53 (13.1)	43 (11.5)	38 (10.4)	34 ( 9.2)	35 ( 9.4)	36 ( 9.4)	32 ( 8.7)	32 ( 8.9)	32 ( 9.6)	29 (10.2)	28 (10.6)	24 ( 9.6)
ヨーロッパ	92 (22.4)	92 (22.8)	89 (22.0)	75 (20.0)	76 (20.7)	75 (20.2)	77 (20.3)	71 (18.4)	67 (18.2)	65 (18.0)	64 (19.2)	57 (20.0)	54 (20.5)	51 (20.4)
その他	170 (41.4)	158 (39.2)	158 (39.0)	144 (38.4)	137 (37.3)	141 (38.0)	142 (37.4)	148 (38.4)	143 (38.9)	144 (39.9)	138 (41.4)	126 (44.2)	122 (46.4)	119 (47.6)
総計	411 (100.0)	403 (100.0)	405 (100.0)	375 (100.0)	367 (100.0)	371 (100.0)	380 (100.0)	385 (100.0)	368 (100.0)	361 (100.0)	333 (100.0)	285 (100.0)	263 (100.0)	250 (100.0)
(2) 資産総額														
中国	299 ( 8.1)	329 ( 7.7)	397 ( 7.6)	469 ( 8.3)	530 ( 9.2)	588 ( 9.7)	771 (10.5)	776 ( 9.9)	870 (11.0)	957 (11.4)	1,004 (13.8)	957 (14.1)	1,050 (15.8)	987 (16.0)
日本	2,080 (56.2)	2,384 (56.1)	3,050 (58.3)	3,238 (57.6)	3,150 (55.0)	3,196 (52.7)	3,916 (53.4)	3,971 (50.6)	3,516 (44.5)	3,301 (39.3)	2,230 (30.7)	1,781 (26.2)	1,310 (19.7)	917 (14.9)
アメリカ	216 ( 5.8)	256 ( 6.0)	294 ( 5.6)	280 ( 5.0)	303 ( 5.3)	299 ( 4.9)	340 ( 4.6)	392 ( 5.0)	422 ( 5.3)	524 ( 6.2)	516 ( 7.1)	499 ( 7.4)	539 ( 8.1)	497 ( 8.1)
ヨーロッパ	506 (13.7)	573 (13.5)	633 (12.1)	646 (11.5)	679 (11.8)	723 (11.9)	922 (12.6)	1,042 (13.3)	1,166 (14.7)	1,425 (17.0)	1,332 (18.4)	1,265 (18.6)	1,294 (19.4)	1,317 (21.4)
その他	596 (16.1)	705 (16.6)	861 (16.5)	987 (17.6)	1,068 (18.6)	1,256 (20.7)	1,443 (19.7)	1,662 (21.2)	1,933 (24.4)	2,190 (26.1)	2,172 (29.9)	2,284 (33.7)	2,468 (37.1)	2,437 (39.6)
総計	3,698 (100.0)	4,247 (100.0)	5,234 (100.0)	5,620 (100.0)	5,730 (100.0)	6,062 (100.0)	7,332 (100.0)	7,842 (100.0)	7,907 (100.0)	8,397 (100.0)	7,254 (100.0)	6,786 (100.0)	6,661 (100.0)	6,154 (100.0)
(3) 預金総額														
中国	178 (21.0)	196 (19.4)	254 (20.6)	291 (21.2)	341 (22.7)	397 (23.0)	450 (23.2)	508 (23.0)	563 (22.9)	591 (22.2)	681 (23.1)	676 (21.3)	743 (21.3)	724 (21.6)
日本	80 ( 9.5)	101 (10.0)	125 (10.2)	136 ( 9.9)	179 (11.9)	233 (13.5)	279 (14.4)	344 (15.6)	380 (15.5)	409 (15.4)	430 (14.6)	409 (12.9)	382 (11.0)	304 ( 9.1)
アメリカ	82 ( 9.7)	100 ( 9.9)	119 ( 9.7)	110 ( 8.0)	118 ( 7.9)	119 ( 6.9)	120 ( 6.2)	131 ( 5.9)	138 ( 5.6)	154 ( 5.8)	194 ( 6.6)	228 ( 7.2)	276 ( 7.9)	223 ( 6.6)
ヨーロッパ	152 (18.0)	168 (16.7)	196 (15.9)	204 (14.8)	202 (13.4)	201 (11.7)	241 (12.4)	265 (12.0)	274 (11.1)	314 (11.8)	321 (10.9)	380 (12.0)	427 (12.3)	441 (13.1)
その他	354 (41.8)	443 (43.9)	537 (43.6)	633 (46.0)	663 (44.1)	773 (44.9)	853 (43.9)	961 (43.5)	1,103 (44.9)	1,196 (44.9)	1,329 (45.0)	1,485 (46.7)	1,655 (47.5)	1,666 (49.6)
総計	846 (100.0)	1,008 (100.0)	1,231 (100.0)	1,375 (100.0)	1,503 (100.0)	1,723 (100.0)	1,942 (100.0)	2,209 (100.0)	2,458 (100.0)	2,684 (100.0)	2,954 (100.0)	3,178 (100.0)	3,463 (100.0)	3,357 (100.0)
(4) 貸付総額														
中国	103 (10.7)	109 ( 8.6)	123 ( 6.9)	159 ( 7.1)	195 ( 7.9)	221 ( 7.7)	260 ( 8.0)	306 ( 8.2)	354 ( 9.0)	436 (10.6)	433 (13.1)	405 (14.4)	422 (17.1)	418 (19.1)
日本	451 (46.9)	661 (52.0)	1,087 (60.8)	1,409 (62.8)	1,531 (62.0)	1,785 (60.7)	1,971 (60.4)	2,282 (60.5)	2,177 (55.6)	1,954 (47.4)	1,254 (38.0)	879 (31.2)	491 (20.0)	322 (14.7)
アメリカ	65 ( 6.8)	80 ( 6.3)	91 ( 5.1)	93 ( 4.1)	101 ( 4.1)	116 ( 4.1)	125 ( 3.8)	138 ( 3.7)	165 ( 4.2)	197 ( 4.8)	191 ( 5.8)	174 ( 6.2)	158 ( 6.4)	139 ( 6.4)
ヨーロッパ	133 (13.8)	165 (13.0)	186 (10.4)	207 ( 9.2)	220 ( 8.9)	261 ( 9.1)	307 ( 9.4)	349 ( 9.3)	411 (10.5)	523 (12.7)	484 (14.6)	154 ( 5.5)	452 (18.4)	359 (16.4)
その他	211 (21.9)	257 (20.2)	302 (16.9)	376 (16.8)	424 (17.2)	524 (18.3)	602 (18.4)	684 (18.3)	807 (20.6)	1,012 (24.6)	943 (28.5)	902 (32.1)	938 (38.1)	948 (43.4)
総計	962 (100.0)	1,272 (100.0)	1,789 (100.0)	2,244 (100.0)	2,470 (100.0)	2,857 (100.0)	3,265 (100.0)	3,738 (100.0)	3,915 (100.0)	4,122 (100.0)	3,304 (100.0)	2,813 (100.0)	2,461 (100.0)	2,185 (100.0)
(5) 対内貸付														
中国	84 (16.3)	88 (13.6)	102 (13.4)	136 (15.1)	167 (16.7)	186 (15.8)	224 (16.1)	267 (17.2)	313 (17.4)	383 (17.8)	392 (18.7)	373 (19.4)	399 (20.3)	398 (21.2)
日本	118 (23.0)	163 (25.2)	197 (25.9)	213 (23.7)	214 (21.4)	233 (19.8)	293 (21.1)	297 (19.1)	303 (16.8)	315 (14.3)	259 (12.4)	173 ( 9.0)	160 ( 8.1)	130 ( 6.9)
アメリカ	44 ( 8.6)	61 ( 9.4)	74 ( 9.7)	81 ( 9.0)	89 ( 8.9)	102 ( 8.7)	109 ( 7.8)	119 ( 7.7)	143 ( 7.9)	169 ( 7.6)	171 ( 8.2)	160 ( 8.3)	143 ( 7.3)	123 ( 6.5)
ヨーロッパ	92 (17.9)	116 (17.9)	130 (17.1)	145 (16.1)	159 (15.9)	189 (16.0)	228 (16.4)	260 (16.7)	309 (17.1)	398 (18.0)	383 (18.3)	357 (18.6)	360 (18.3)	311 (16.6)
その他	175 (34.0)	221 (34.1)	257 (33.8)	324 (36.0)	369 (36.9)	468 (39.7)	536 (38.6)	611 (39.3)	735 (40.8)	934 (42.3)	888 (42.4)	862 (44.8)	903 (46.0)	917 (48.8)
総計	514 (100.0)	648 (100.0)	760 (100.0)	899 (100.0)	999 (100.0)	1,178 (100.0)	1,389 (100.0)	1,554 (100.0)	1,802 (100.0)	2,210 (100.0)	2,093 (100.0)	1,924 (100.0)	1,965 (100.0)	1,879 (100.0)
(6) 対外貸付														
中国	15 ( 3.9)	17 ( 3.4)	18 ( 2.0)	19 ( 1.5)	23 ( 1.6)	29 ( 1.8)	29 ( 1.6)	30 ( 1.4)	31 ( 1.5)	33 ( 1.8)	33 ( 2.8)	25 ( 2.9)	23 ( 4.6)	20 ( 6.5)
日本	282 (73.8)	401 (79.4)	765 (86.6)	1,165 (90.1)	1,287 (90.6)	1,473 (90.6)	1,649 (90.5)	1,938 (91.1)	1,849 (90.1)	1,612 (87.4)	980 (84.0)	693 (81.0)	331 (66.7)	192 (62.7)
アメリカ	19 ( 5.0)	17 ( 3.4)	15 ( 1.7)	10 ( 0.8)	9 ( 0.6)	11 ( 0.7)	14 ( 0.8)	18 ( 0.8)	19 ( 0.9)	21 ( 1.1)	14 ( 1.2)	12 ( 1.4)	15 ( 3.0)	16 ( 5.2)
ヨーロッパ	33 ( 8.6)	40 ( 7.9)	47 ( 5.3)	56 ( 4.3)	54 ( 3.8)	63 ( 3.9)	70 ( 3.8)	77 ( 3.6)	90 ( 4.4)	109 ( 5.9)	92 ( 7.9)	90 (10.5)	91 (18.3)	48 (15.7)
その他	32 ( 8.4)	30 ( 5.9)	39 ( 4.4)	43 ( 3.3)	47 ( 3.3)	50 ( 3.1)	60 ( 3.3)	65 ( 3.1)	63 ( 3.1)	69 ( 3.7)	48 ( 4.1)	35 ( 4.1)	35 ( 7.1)	31 (10.1)
総計	382 (100.0)	505 (100.0)	883 (100.0)	1,293 (100.0)	1,421 (100.0)	1,626 (100.0)	1,822 (100.0)	2,128 (100.0)	2,052 (100.0)	1,844 (100.0)	1,167 (100.0)	856 (100.0)	496 (100.0)	306 (100.0)

(出所) Hong Kong Commissioner of Banking, Annual Report 1988~1992; Hong Kong Monetary Authority, Annual Report 1993~2001

(注) (1) 銀行数は、免許銀行、限定免許銀行、預金受入機関の合計。

(2) 各年末のデータ。

合計のバランスシートを示している。また、比較のために、欧州系銀行としてスタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered Bank) 香港支店、中国系銀行として中国銀行 (Bank of China) 香港支店、地場銀行として香港上海銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation) のバランスシートも示している。ただし、ここで気をつけなければならないのは、比較する3行がいずれも発券銀行であり、負債の発券額と同額の預託証券を資産側に持っていることである (ただし、スタンダードチャータード銀行ではこれが明示されていない)。そこで、邦銀と比較するために、表9では、中国銀行香港支店と香港上海銀行の公表されたバランスシートの資産と負債の両方からこの金額を引いた数値を提示している<sup>34)</sup>。また、

香港上海銀行の数値については、連結ベースのバランスシートで、地場最大の恒生銀行を含んだ数値であること、邦銀、スタンダードチャータード銀行、中国銀行にはない資本勘定が含まれていること<sup>35)</sup>、海外支店と海外子会社を含んだ数値で、必ずしも香港所在店のみの数値ではないこと、に留意する必要がある。

まず、ここで取り上げた邦銀10行の邦銀香港支店全体に占めるシェアを確認しておこう。香港金融管理局は、外国銀行の主要勘定の国籍別内訳に関しては毎年末のデータしか公表していないので、ここではその1999年末のデータと2000年3月の10行ないしは9行のデータを比較する (表8)。これで判るように、この10行は総資産、貸付総額、預金総額のいずれも86%から93%という高いシェ

表8 邦銀サンプル行のシェア

	資産総額	貸付総額	預金総額	対内貸付	対外貸付
(1) 邦銀全体 (10億 HKドル)	1,781	879	409	173	693
(2) サンプル行 (10億 HKドル)	1,543	767	381	137	513
(2)/(1)×100(%)	86.6	87.3	93.2	79.2	74.0
サンプル行数	10行	10行	10行	9行	9行

(出所) HKMA, *Annual Report 1999*; 邦銀ディスクロージャー資料

(注) (1) 1999年12月31日付; (2) 2000年3月31日付

表9 邦銀・スタンダードチャータード銀行・中国銀行・香港上海銀行の香港店貸借対照表

銀行名	邦銀10行 2000年3月31日		スタンダードチャータード銀行 2000年12月31日		中国銀行 2000年6月30日		香港上海銀行 2000年12月31日	
	百万 HKドル	%	百万 HKドル	%	百万 HKドル	%	百万 HKドル	%
資産								
現金・短期資金	41,758	( 2.7)	13,468	( 5.0)	38,357	( 14.3)	455,193	( 26.8)
短期貸付	13,848	( 0.9)	6,778	( 2.5)	23,403	( 8.7)	140,068	( 8.2)
海外店への貸付	694,688	( 45.0)	43,249	( 16.1)	72,865	( 27.2)	-	( - )
商業手形	4,054	( 0.3)	1,990	( 0.7)	212	( 0.1)	-	( - )
CD 保有	6,660	( 0.4)	1,709	( 0.6)	14,800	( 5.5)	34,359	( 2.0)
証券保有 (1)	0	( 0.0)	3,010	( 1.1)	1,587	( 0.6)	57,711	( 3.4)
貸付	767,279	( 49.7)	175,936	( 65.6)	84,058	( 31.4)	652,503	( 38.4)
投資証券 (2)	13,775	( 0.9)	19,205	( 7.2)	29,200	( 10.9)	193,314	( 11.4)
その他投資	131	( 0.0)	35	( 0.0)	368	( 0.1)	1,641	( 0.1)
有形資産	360	( 0.0)	2,789	( 1.0)	3,205	( 1.2)	44,251	( 2.6)
その他	-	( - )	-	( - )	-	( - )	119,026	( 7.0)
資産合計	1,542,553	(100.0)	268,169	(100.0)	268,055	(100.0)	1,698,066	(100.0)
負債								
短期借入	287,300	( 18.6)	18,546	( 6.9)	23,789	( 8.9)	38,130	( 2.2)
顧客預金	380,567	( 24.7)	202,484	( 75.5)	120,793	( 45.1)	1,395,702	( 82.2)
海外店からの借入	834,661	( 54.1)	7,180	( 2.7)	98,776	( 36.8)	-	( - )
CD 発行	5,170	( 0.3)	12,858	( 4.8)	9,000	( 3.4)	-	( - )
債券発行	0	( 0.0)	1,492	( 0.6)	-	( - )	-	( - )
その他	34,854	( 2.3)	25,609	( 9.5)	15,697	( 5.9)	146,866	( 8.6)
資本	-	( - )	-	( - )	-	( - )	117,368	( 6.9)
負債合計	1,542,552	(100.0)	268,169	(100.0)	268,055	(100.0)	1,698,066	(100.0)

(出所) 各行ディスクロージャー資料

(注) 香港上海銀行はグループの連結ベース、他は香港支店のみ数値。

(1) ディーリング目的のための証券保有。

(2) Investment securities. ただし、香港上海銀行の場合は Long-term investments (長期投資)。

アを占めている。この3項目ではこの10行が圧倒的であることが判る。しかし、対内貸付と対外貸付ではシェアはそれより下がり、79%と74%である。このことは、1行についてこの種のデータが得られなかったため、9行ベースで計算していることから生じている低下であると考えられる。いずれにせよ、この10行(9行)の財務データを持って香港の邦銀の財務データを代表させても問題ないと思われる。

表9に見られる邦銀の資産側の特徴は、対外店に対する貸付とその他の貸付で資産総額の95%を占めることである。前者は海外本支店勘定での貸付を意味しているが、後者の中には非銀行顧客に対する対外貸付を含むものであるから、総じて対外に対する貸付が資産側の特徴となっている。そして、現金は総資産のわずか2.7%にすぎない。こうした邦銀の資産側の特徴を他行と比較すると、スタンダードチャータード銀行の資産の66%は一般貸付に用いられており、海外店に対する本支店間勘定での貸付は16%にすぎない。また、現金の比率も5%と邦銀に比べて高い。また、中國銀行の場合、一般貸付は資産の29%にすぎず、本支店間勘定での海外店への貸付は25%に上っている。しかし現金の比率も13.2%と高くなっている。他方、香港上海銀行は一般貸付の割合は37%と低いが、その代わり現金の比率が25.8%とかなり高くなっている。ここで現金といってもこの中には「現金相当」の資産が含まれている。実際、香港上海銀行のデータでは、2000年12月31日付で3,998億HKドルの現金(おそらく香港内のデータ)のうち純粋の現金(手許現金と他行への当座預金)は175億HKドル(4.4%)に過ぎず、3,415億HKドル(85.4%)が他行に対する短期貸付(コールローン)であった<sup>36)</sup>。これは、香港上海銀行の香港内における香港ドルインターバンク市場での大きな地位を反映するものである。

負債サイドで邦銀を見ると、預金は総資産の24.7%しかなく、本支店間勘定での借入が54.1%とほぼ半分を占めている。それと他行からのインターバンクでの借入が18.6%を占めている。他方、スタンダードチャータード銀行は、預金の比率が負債総額の75.5%を占めており、香港内で活発に預金を蒐集していることをうかがわせる。本支店間

勘定での海外店からの資金の取り入れも2.7%と少ない。ただし、CDの発行による調達<sup>37)</sup>が4.8%を占めており、邦銀に比べてこの方法による調達が大きい<sup>37)</sup>。中國銀行では預金は41.5%で、海外からの本支店間勘定での取り入れも34.0%となっている。預金の比率が比較的小さく、金額的にも邦銀を下回っているが、香港内には中國銀行系のシスターバンクが十数行存在していることを考えれば、中國銀行グループの預金蒐集力はかなり強いと想像される。香港上海銀行の負債サイドは、預金が79.2%を占めている。ここで資本勘定(6.7%)がバランスシートに含まれていることを考えれば、香港上海銀行の資金調達はほぼ預金によっていると言えよう。そして、ここで蒐集された香港ドル預金は、一般貸付に利用されると同時にインターバンク市場を通じて邦銀等の外銀に対して貸し出されていると考えられる。

以上のことは、預金による資金調達力に関して、邦銀は地場銀行や中國系銀行に水をあけられた状態であったことを意味する。これは、後掲表12に見られるように、邦銀の預金は外貨建てがほとんどで、香港ドル預金は少ないことから推察できる。実際、香港ドル預金では香港上海銀行、恒生銀行、中國銀行の三行で7割のシェアを持つと言われる。また、1980年代末の推計ながら、香港上海銀行グループは香港ドル預金で40~42%、外貨預金で24~26%のシェアを持っていたと推計されている<sup>38)</sup>。こうしたことは、資金調達の面で預金を補うために、邦銀は香港ドルインターバンク市場でコール資金を取り入れ、香港上海銀行等の地場銀行がこれを供給しているともみることができる。この関係は、表10における香港内のインターバンク取引の国籍別構成を見ることによって明確になる。すなわち、アメリカ系とヨーロッパ系の銀行は貸付に比べ借入が大きい借入超過の状態になっていたが、その規模はさほど多くない。しかし、邦銀の場合、借入超過の幅がかなり大きく、1989年以降は特に香港ドルの借入超過が大きくなっている。その一方で、中国系銀行とほぼ地場の銀行を指すその他の銀行は大幅な貸付超過となっている。つまり、地場銀行や中国系銀行が預金として蒐集した香港ドル資金を、邦銀がインターバンク市場を通じて借り入れていたことを意味している

単位：10億HKドル

表10 銀行の国籍別によるインターバンク取引（香港内取引）の構成

	1986年			1987年			1988年			1989年			1990年			1991年			1992年			
	HK ドル	外貨	合計	HK ドル	外貨	合計	HK ドル	外貨	合計	HK ドル	外貨	合計	HK ドル	外貨	合計	HK ドル	外貨	合計	HK ドル	外貨	合計	
貸付 (Placement)																						
中国	22	23	44	28	27	55	42	30	72	64	34	98	70	42	112	93	41	134	73	41	114	
日本	13	130	143	15	157	173	23	123	146	36	122	158	36	118	154	40	126	166	36	102	138	
アメリカ合衆国	15	18	34	14	15	29	13	13	26	13	16	29	12	13	24	11	13	23	9	16	24	
ヨーロッパ	34	61	95	39	54	93	42	55	98	46	61	108	45	59	104	46	42	89	38	45	84	
その他	64	46	110	77	59	136	70	51	121	74	56	131	82	74	157	101	65	167	129	72	201	
借入 (Borrowing)																						
中国	17	6	23	16	14	30	25	12	37	18	17	35	15	12	27	19	11	30	18	13	31	
日本	31	177	208	41	210	251	62	164	226	102	169	271	113	174	287	124	172	296	110	146	256	
アメリカ合衆国	22	7	29	17	7	24	16	9	26	24	9	33	20	9	29	23	11	34	19	10	30	
ヨーロッパ	34	50	84	41	49	90	41	45	86	46	46	92	51	50	101	57	42	99	45	47	92	
その他	46	38	84	57	33	90	46	40	86	45	47	92	45	63	108	69	51	120	90	62	152	
純額 (Net Lender)																						
中国	5	17	21	12	13	25	17	18	35	46	17	63	55	30	85	74	30	104	55	28	83	
日本	-18	-47	-65	-26	-53	-78	-39	-41	-80	-66	-47	-113	-77	-56	-133	-84	-46	-130	-74	-44	-118	
アメリカ合衆国	-7	11	5	-3	8	5	-3	4	0	-11	7	-4	-8	4	-5	-12	2	-11	-10	6	-6	
ヨーロッパ	0	11	11	-2	5	3	1	10	12	0	15	16	-6	9	3	-11	0	-10	-7	-2	-8	
その他	18	8	26	20	26	46	24	11	35	29	9	39	37	11	49	32	14	47	39	10	49	

(出所) Hong Kong Commissioner of Banking, Annual Report 1991, 1992

(注) (1) 各年末の数値。

(2) 四捨五入のためHKドル+外貨は合計欄に必ずしも一致しない。

表11 香港ドル預金に対する香港ドル貸付の比率

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
地場銀行	0.71	0.76	0.75	0.75	0.77	0.75	0.72	0.70
中国系銀行	0.99	0.93	0.87	0.92	0.88	0.80	0.71	0.72
外国銀行（複数店舗ライセンス）								
邦銀	3.81	4.42	4.34	5.35	4.85	3.99	4.53	5.16
米銀	1.20	1.34	1.33	1.49	1.26	1.21	1.29	1.19
その他	n. a.	1.43	1.33	1.34	1.36	0.82	0.87	0.77
外国銀行（単一店舗ライセンス）								
邦銀	9.53	17.62	15.54	11.59	13.56	6.58	11.30	11.19
米銀	2.49	3.07	2.92	3.72	3.36	3.08	4.66	2.52
その他	n. a.	2.91	3.56	3.71	5.23	3.28	4.34	2.25
全免許銀行（LB）	1.00	1.13	1.11	1.11	1.09	1.02	1.01	0.96
全限定免許銀行（RLB）	2.15	2.77	2.87	4.18	4.47	9.16	10.86	10.08
全預金受入会社（DTC）	1.08	1.29	1.64	2.73	3.68	4.42	4.50	6.51
全認定金融機関（AI）	1.04	1.17	1.17	1.20	1.19	1.12	1.10	1.06

（出所）HKCB, *Annual Report 1991, 1992*; HKMA, *Annual Report 1993~1995*

（注）預金には Swap 預金が含まれる。

と言えよう。

邦銀の預金蒐集力について別の角度から見てみよう。表11は、1995年までのデータではあるが、香港ドル建ての預金に対する香港ドル建ての貸付の割合（香港ドルの預貸率）を銀行の国籍別に見たものである。それによると、地場銀行と中国系の銀行はこの数値が1を下回っており、香港ドルでの預金の受入に対して香港ドルでの貸付が少ないことを意味している。それに対して、外国銀行は概して比率が1を超えており、香港ドルに関してオーバーローンの状態にあった。特に邦銀はその比率が他の外国銀行に比べて大きい。また、単一支店（single-branch）ライセンスを持っている銀行の方が複数支店（multi-branch）ライセンスを持っている銀行に比べてオーバーローンの度合いが大きい。そのことは、「一店舗条件」が香港ドル建ての預金の蒐集に強く影響していることをうかがわせるものであるが、どちらのライセンスを持つ銀行であっても、邦銀の場合は他の外国銀行に比べてオーバーローンの度合いが高いことが特徴である。

表12は別のデータから邦銀の預貸率等を見たものである。この表は、単一支店ライセンスと複数支店ライセンスの区別をしていない。それによる

と、香港ドルの預貸率は、最高5.16、最低2.86となっており、表11よりも低めになっている。また、1998年以降預貸率が改善されてきている。これは、1997年にピークであった香港ドル建ての貸付が2000年には半額に落ち込み、その減少額が香港ドル預金の減少額を大きく上回ったからである。また、外貨での預貸率も香港ドルの預貸率と同様の動きを見せている。それは1996年までは平均して6倍を超えており、著しいオーバーローンの状態にあった。このオーバーローンを支えていたのが、先に触れた本支店間勘定による資金（香港ドル以外の外貨）の調達であったと考えられる。しかし、この外貨の預貸率も1998年以降急激に低下して、2000年には1.1倍まで下がりオーバーローンはほぼ改善されている。これは、外貨建てでの貸付がこの間に急減しているからであるが、その外貨建て貸付も対外貸付が90%近くを占めていたことから、この対外貸付が大幅に減少したことによる。実際、為替相場の変動を考慮に入れない数値ではあるが、それは1995年の1兆94百億 HK ドルから2000年の32百億 HK ドルまで6分の1に減少している。いずれにせよ、1998年を境に香港における邦銀業務が激変していることをうかがわせる。香港支店の対顧客貸付の内訳を表13によって詳



表12 邦銀香港支店の貸付と預金

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
対顧客貸付	HKドル建て	61	98	118	126	135	185	191	203	203	163	109	100
	外貨建て	390	563	969	1,282	1,395	1,584	2,071	1,975	1,750	1,090	770	391
	合計	451	661	1,087	1,409	1,531	1,735	1,971	2,262	2,177	1,254	879	491
うち対内貸付	HKドル建て	56	92	110	123	131	146	188	198	197	159	106	98
		91.8%	93.9%	93.2%	97.6%	97.0%	96.7%	97.8%	97.5%	97.0%	97.5%	97.2%	98.0%
	外貨建て	62	70	88	89	83	86	111	109	118	100	66	61
	15.9%	12.4%	9.1%	6.9%	5.9%	5.4%	6.2%	5.3%	5.3%	6.7%	9.2%	8.6%	15.6%
合計		118	163	197	213	214	233	292	297	315	259	173	159
		26.2%	24.7%	18.1%	15.1%	14.0%	13.4%	14.8%	13.1%	16.1%	20.7%	19.7%	32.4%
	HKドル建て	2	3	3	3	4	4	4	2	6	4	2	2
	3.3%	3.1%	2.5%	2.4%	3.0%	2.6%	2.2%	1.0%	2.0%	3.0%	2.5%	1.8%	2.0%
うち対外貸付	外貨建て	280	399	762	1,162	1,283	1,469	1,646	1,936	1,606	976	691	320
		71.8%	70.9%	78.6%	90.6%	92.0%	92.7%	92.2%	93.5%	91.8%	89.5%	89.7%	81.8%
	合計	282	401	765	1,165	1,287	1,473	1,649	1,938	1,612	980	694	321
	62.5%	60.7%	70.4%	82.7%	84.1%	84.9%	83.7%	85.7%	82.5%	78.1%	79.0%	65.4%	
預金	HKドル建て	15	19	25	26	29	42	45	47	48	49	31	35
	外貨建て	65	82	100	110	150	194	238	314	361	382	378	347
	合計	80	101	125	136	179	236	283	361	380	430	409	382
預貸率	HKドル建て	4.07	5.16	4.72	4.85	4.66	3.60	4.11	4.06	4.23	3.33	3.52	2.86
	外貨建て	6.00	6.87	9.69	11.65	9.30	8.16	7.50	6.60	4.85	2.85	2.04	1.13
	合計	5.64	6.54	8.70	10.36	8.55	7.35	6.96	6.27	4.78	2.92	2.15	1.29

(データの出所) HKMA, Annual Report 1993~2000

(注) (1) 貸付と預金の単位は10億HKドル。

(2) 対顧客貸付総額には貿易金融や分類不能のものも含まれており, 対内貸付と対外貸付の合計と対顧客貸付総額は一致しない。

(3) パーセントは, HKドル建て貸付, 外貨建て貸付, 対顧客貸付総額について, 対内貸付と対外貸付の比率を示す。

表13 邦銀・スタンダードチャーター銀行・中國銀行・香港上海銀行の貸付内訳

	邦銀9行香港支店 2000年3月31日			スタンダードチャーター銀行香港支店 2000年12月31日			中國銀行香港支店 2000年6月30日			香港上海銀行 2000年12月31日		
	百万HKドル	%	%	百万HKドル	%	%	百万HKドル	%	%	百万HKドル	%	%
対内貸付	137,124	(21.0)	(100.0)	144,094	(93.6)	(100.0)	65,886	(86.9)	(100.0)	471,183	(91.7)	(100.0)
工業・商業・金融	135,487	(98.8)	(100.0)	40,852	(28.4)	(100.0)	43,370	(65.8)	(100.0)	215,952	(45.8)	(100.0)
不動産開発	18,835	(13.9)	(4.0)	1,652	(1.2)	(4.0)	13,169	(20.0)	(30.4)	34,671	(7.4)	(16.1)
不動産投資	11,752	(8.7)	(24.3)	9,931	(6.9)	(24.3)	10,004	(15.2)	(23.1)	69,149	(14.7)	(32.0)
金融関連	26,459	(19.5)	(28.9)	11,787	(8.2)	(28.9)	1,092	(1.6)	(2.5)	12,264	(2.6)	(5.7)
株式ブローカー	339	(0.3)	(3.6)	1,463	(1.0)	(3.6)	6	(0.0)	(0.0)	186	(0.0)	(0.1)
卸売・小売業	31,972	(23.6)	(8.9)	3,633	(2.5)	(8.9)	4,021	(6.1)	(9.3)	22,894	(4.9)	(10.6)
製造業	8,835	(6.5)	(10.9)	4,437	(3.1)	(10.9)	3,445	(5.2)	(7.9)	8,331	(1.8)	(3.9)
運輸関係	12,519	(9.2)	(4.8)	1,957	(1.4)	(4.8)	2,571	(3.9)	(5.9)	28,371	(6.0)	(13.1)
その他	24,776	(18.3)	(14.7)	5,992	(4.2)	(14.7)	9,062	(13.8)	(20.9)	40,086	(8.5)	(18.6)
個人	1,134	(0.8)	(71.6)	103,242	(71.6)	(71.6)	22,516	(34.2)	(34.2)	255,231	(54.2)	(54.2)
その他	503	(0.4)	(0.0)	0	(0.0)	(0.0)	0	(0.0)	(0.0)	0	(0.0)	(0.0)
貿易信用	3,456	(0.5)	(5.7)	8,750	(6.1)	(5.7)	2,842	(4.3)	(3.7)	32,771	(7.0)	(6.4)
対外貸付	513,316	(78.5)	(0.7)	1,131	(0.8)	(0.7)	7,120	(10.8)	(9.4)	10,057	(2.1)	(2.0)
総計	653,896	(100.0)		153,975	(100.0)		5,848	(100.0)		514,011	(100.0)	

(出所) 各行ディスクロージャー資料

(注) (1) 邦銀9行は、三菱信託銀行、あさひ銀行、東海銀行、住友銀行、第一勧業銀行、日本興業銀行、富士銀行、三和銀行、東京三菱銀行。

(2) 香港上海銀行の数値は香港内のデータで表9とはカバレッジが異なる。

しく見てみよう。まず、対内貸付と対外貸付の比率を見ると、前者が21%、後者が78.5%（残りの0.5%は貿易信用）となっており、後者の比率が圧倒的である。しかし、表12によって90年代を通じてみると、1990年から対外貸付の比率は増加しはじめ、1995年に85.7%まで上昇し、他方対内貸付の比率は13.1%まで低下している。もっとも、この対外貸付の大部分が外貨建てであること、そしてそれが後に見るように円建てであることを勘案すれば、90年代半ばの急激な円高がもたらした見かけの上での増加がこの増加には含まれていると考えられる。

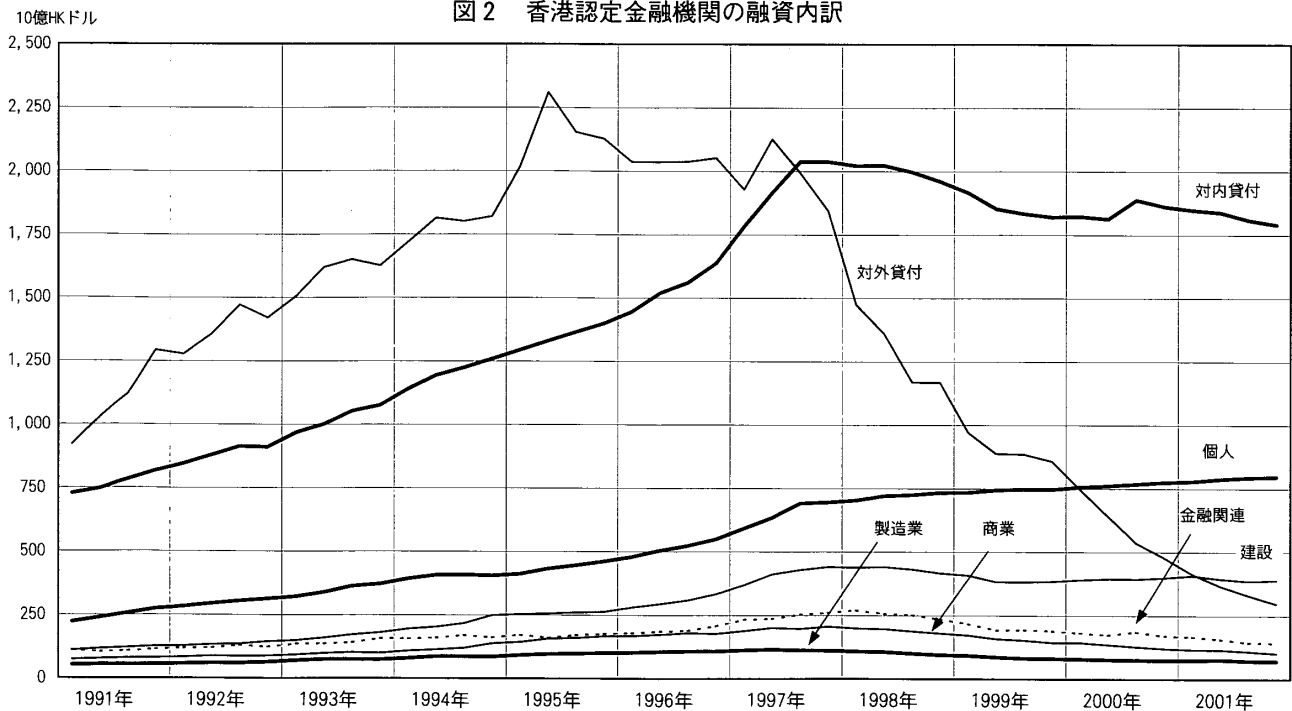
邦銀以外では逆に、対顧客貸付の圧倒的部分が対内貸付である。対内貸付と対外貸付の比率は、スタンダードチャーター銀行で93.6%と0.7%、中國銀行で86.9%と9.4%、香港上海銀行で91.7%と2.0%となっており、いかに邦銀が異常に高い対外貸付比率をもっているかが判る。この対外貸付と対内貸付を香港の金融システム全体で見たのが図2である、ここに見られるように、1996年まで対外貸付が対内貸付を上回っていたのが、1997年には逆転して、対内貸付は漸減する一方で対外貸付は急激に減少している。対外貸付に占める邦銀のシェアを考えると、この香港金融システム全

体の対外貸付の収縮は、為替相場の円安傾向と同時に邦銀による貸付の縮小を反映している。

対内貸付を、工業・商業・金融貸付と個人貸付に分けてみると、邦銀は前者が98.8%、後者が0.4%となっており、個人向け貸付はほとんど行っていないに等しい。これに対して、スタンダードチャーター銀行は、個人向け貸付が71.6%と工業・商業・金融貸付に比べて個人貸付に力点が置かれている。香港上海銀行は、工業・商業・金融向けが45.8%、個人向けが54.2%とほぼ半々の比率である。中國銀行は、工業・商業・金融向けが65.8%、個人向けが34.2%と前者が後者を上回っているが、邦銀ほど極端ではない。香港の認可金融機関全体で見ても、個人貸付残高は2001年末に約80百億HKドルであり、対内貸付総額約1兆79百億HKドルの約45%を占めている（図2）。このように、邦銀の貸付業務は、個人向けはほとんどなく法人向けが中心であり、他の3行のように個人向け貸付を中心としたリテール業務はほとんど行っていないことをうかがわせる。これは多くの邦銀に課せられた「一店舗条件」ゆえのものであると考えられる。

この工業・商業・金融貸付の内訳を見ると、邦銀の場合「その他」を除いて、卸売・小売業

図2 香港認定金融機関の融資内訳



(データの出所) Hong Kong Monetary Authority, *Monthly Statistical Bulletin*

(注) 建設は不動産開発と不動産投資がほとんどを占めている。

表14 香港金融システムの不良貸付 %

		1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
地場銀行	正常貸付	98.3	93.3	94.9	84.6	82.1	86.3
	要注意先貸付	1.1	4.0	3.1	8.1	8.0	6.5
	問題貸付	0.7	2.7	2.1	7.3	9.8	7.2
	破綻懸念先	0.2	0.9	0.7	3.2	3.7	2.5
	実質破綻先	0.4	1.8	1.3	3.9	5.4	4.2
	破綻先	0.1	0.1	0.1	0.2	0.7	0.5
全銀行	正常貸付	97.2	97.0	92.6	85.6	84.6	87.1
	要注意先貸付	1.4	2.0	6.1	9.2	8.1	6.9
	問題貸付	1.4	1.1	1.2	5.3	7.2	6.1
	破綻懸念先	0.4	0.5	0.6	2.6	2.7	1.9
	実質破綻先	1.0	0.6	0.6	2.3	3.7	3.3
	破綻先	0.1	1.1	0.1	0.4	0.8	0.4

(出所) Hong Kong Monetary Authority, *Annual Report 1995~2000*.  
 (注) 要注意先貸付・問題貸付の定義は本文参照。

(23.6%)、金融関係 (19.5%)、不動産開発・不動産投資 (22.6%) への貸付が大きい。しかし、他の3行では、スタンダードチャータード銀行が不動産開発・不動産投資 (28.3%) と金融関連 (28.9%) で5割を超える。また、香港上海銀行は、不動産投資 (32.0%)、不動産開発 (16.1%)、運輸関連 (13.1%) で60%を超える。さらに、中国銀行は、不動産開発 (30.4%)、不動産投資 (23.1%) で50%を超えている。このように、個人貸付に力点があるスタンダードチャータード銀行を除き、他2の行は不動産関連貸付が貸付の中ではかなりの割合を占めていることが判る。これは、不動産関連の大型案件が多い香港経済の性格を反映しているものと言えるが、邦銀の場合、不動産関連の貸付は必ずしも最優先のものではないようにうかがえる。なお、香港の認可金融機関全体でみると、2001年末に不動産開発と不動産投資が39百億 HK ドルであり、総対内貸付の約22%

を占め、個人向け貸付に次ぐ規模になっている (図2)。

最後に、不良貸付について見ておこう。香港における不良貸付の実態に関しては、金融管理局が貸付分類システム (Loan Classification System) を1994年に導入し、1995年以降その規模を公表している (表14)。それによると、全銀行で見て問題貸付の比率が1999年まで増加していることが判る。それも特に地場の銀行が1998年と1999年に大幅にポジションを悪化させており、1999年には全貸付の約10%が問題貸付となっていた。これはアジア金融危機後の香港経済の不況を反映している。2000年の段階で正常貸付 (pass loan) は全銀行で87.1%、地場銀行で86.3%となっていた。問題貸付は、全銀行で6.1%、地場銀行で7.2%であり、地場銀行の方は幾分パフォーマンスが悪い。

邦銀と他3行の不良貸付の状況は表15に示されている。それによると、邦銀の延滞貸付は総額93

表15 邦銀・スタンダードチャータード銀行・中国銀行・香港上海銀行の不良貸付

	邦銀9行 2000年12月31日			スタンダードチャータード銀行 香港支店 2000年3月31日			中国銀行香港支店 2000年6月30日			香港上海銀行 2000年12月31日		
	金額	A	B	金額	A	B	金額	A	B	金額	A	B
延滞貸付	百万HKドル	%	%	百万HKドル	%	%	百万HKドル	%	%	百万HKドル	%	%
3カ月以上 6カ月未満	275	(2.9)	(0.04)	667	(14.6)	(0.43)	506	(6.7)	(0.67)	1,732	(11.9)	(0.34)
6カ月以上 1年未満	979	(10.5)	(0.15)	391	(8.6)	(0.25)	1,623	(21.6)	(2.14)	2,332	(16.0)	(0.45)
1年以上	8,079	(86.6)	(1.24)	3,515	(76.9)	(2.28)	5,386	(71.7)	(7.10)	10,472	(72.0)	(2.04)
延滞貸付合計	9,333	(100.0)	(1.43)	4,573	(100.0)	(2.97)	7,515	(100.0)	(9.91)	14,536	(100.0)	(2.83)
貸付総額	653,896		(100.00)	153,975		(100.00)	75,848		(100.00)	514,011		(100.00)

(出所) 各行ディスクロージャー資料

(注) (1) Aは延滞貸付内の構成比、Bはそれぞれの延滞貸付の貸付総額に対する比率を示す。

(2) 邦銀9行の内訳は表13に同じ。

(3) 香港上海銀行の数値は香港内のデータ。

億 HK ドルで、総貸付に占める割合は1.43%と他の3行に比べて小さい。この比率はスタンダードチャータード銀行の場合が2.97%、香港上海銀行の場合が2.83%と3%程度の水準で、邦銀はそれに比べると約半分の水準である。しかし、中國銀行の場合は9.91%とかなり高い。また、延滞期間別で見ると、邦銀の場合、延滞期間が1年以上の貸付が延滞貸付総額の86.6%と、他の3行が70%台であるのに比べて高くなっている。このことは、邦銀では他の3行と比べて不良貸付の「質」が悪いかに見える。

しかしながら、表14に見られる香港の貸付分類システムと延滞期間の関係は、延滞期間の長さによって決められているのでは必ずしもない。香港金融管理局の説明によると、要注意先貸付 (special mention loans) は、貸付先が苦境に陥っており、今のところ貸付が損失になる可能性はないが、この苦境が続くならば損失になりうる貸し付けのことである。延滞期間で見ると、担保が不十分であれば3カ月以内、担保が十分であれば12カ月以内の延滞貸付がこれに相当する。破綻懸念先貸付 (substandard loan) は、支払いを危険にさらす決定的な苦境に貸付先が陥っている場合の貸付のことであり、担保が不十分であれば3カ月以上6カ月未満、担保が十分であれば12カ月以上の延滞貸付を指す。そして、実質破綻先貸付 (doubtful loan) は、完全な回収は不可能で、担保の市場価値を考慮に入れても元本と利子の損失が免れない貸付のことであり、担保が不十分で6カ月以上の延滞貸付を指す<sup>39)</sup>。このように、延滞期間は1つの基準に過ぎず、優良な担保で完全にカバーされていれば6カ月以上12カ月未満の延滞でも要注意先貸付に分類され、逆に担保価値が十分ではなかったり、貸付先の支払能力に疑問があれば、3カ月以内の延滞であってもより不良貸付の度合いが高い破綻懸念先貸付や実質破綻先貸付に分類されることになる。それゆえ、邦銀で延滞期間が長い貸付が比率として高いとしても、それが不良貸付の「質」が悪いことにはならない。いずれにせよ、延滞貸付の比率を見る限り、邦銀は他行に比べて不良貸付の状態は良好と見られる<sup>40)</sup>。

以上、対内業務について見てきたが、邦銀は資金調達側では外貨預金に比べ香港ドル預金の蒐

集力が弱く、インターバンク市場を利用して香港ドルを大規模に調達していた。資金運用面では、法人向け業務が主流で個人貸付はほとんど行われていなかった。要するに、邦銀はホールセール業務が主流でリテール業務に関しては、地場銀行や中国系銀行に差を付けられていたと見ることができる。これは、香港における外国銀行の多くに課せられた「一店舗条件」の規制のためであると考えられる。しかし、香港における邦銀の業務の特徴は対外業務にある。そこで、Ⅲではこの対外業務について詳しく見ていこう。

### Ⅲ 邦銀の対外業務

香港における邦銀の対外業務である対外貸付についてみてみよう。すでに、繰り返し指摘したように、この対外貸付は香港における邦銀の業務の中で最大のものであり、他の香港所在の銀行には見られない特徴をなしている。この業務に関しては、本邦オフショア市場 (Japan Offshore Market = JOM) を介した迂回融資として、すでに多くの研究で取り上げられている。この融資には二つの方法があった。第1の経路は、JOMで受け入れた資金を香港支店に本支店間勘定で貸し付け、香港支店はこの借り入れた資金を日本国内の顧客に貸し出すというものである (インパクトローン)。第2の経路は、JOM経由で香港支店が受け入れた資金を東京の本店に戻し、それを本店が国内顧客に貸し付けるというものである。いずれにせよ、香港支店では債権と債務が両建てでバランスシートが膨らむことになる<sup>41)</sup>。

そこで、まずこの二つの貸付について統計的に見ておこう。香港の金融当局は、各国向け対外債権と債務のデータを対銀行と対非銀行に分けて、さらにそれを香港ドル建てと外貨建てに分けて公表している。その中から、対日債権債務のデータを取り出すことによって、こうした迂回融資の実態を把握することができる。しかし、金融管理局 (1992年以前は銀行監督官) が公表するデータは、金融機関の国籍別に対外債権と対外債務を取り出したデータではない。それゆえ、金融管理局が公表する対日債権債務のデータはそのまま邦銀の業務を示すものではなく、同様の業務を行っている

他国籍の銀行のデータを含むものとなっている。とはいえ、香港における対外取引における邦銀の圧倒的なシェアを見るならば、全認可金融機関の対日債権債務のデータをもって邦銀の業務を示すものと見なしても大きな間違いとは言えないと考えられる。実際、香港銀行監督官の1990年『年報』は、1990年末における日本国内の顧客に向けた債権（対非銀行債権）は7,590億 HK ドルであったが、そのうち7,540億 HK ドル（99.3%）は日本の金融機関によって実行されている、と指摘している<sup>42)</sup>。そこで、以下ではこの香港金融当局が公表する対日債権債務のデータの分析をもって邦銀の業務の分析と見なすことにする。

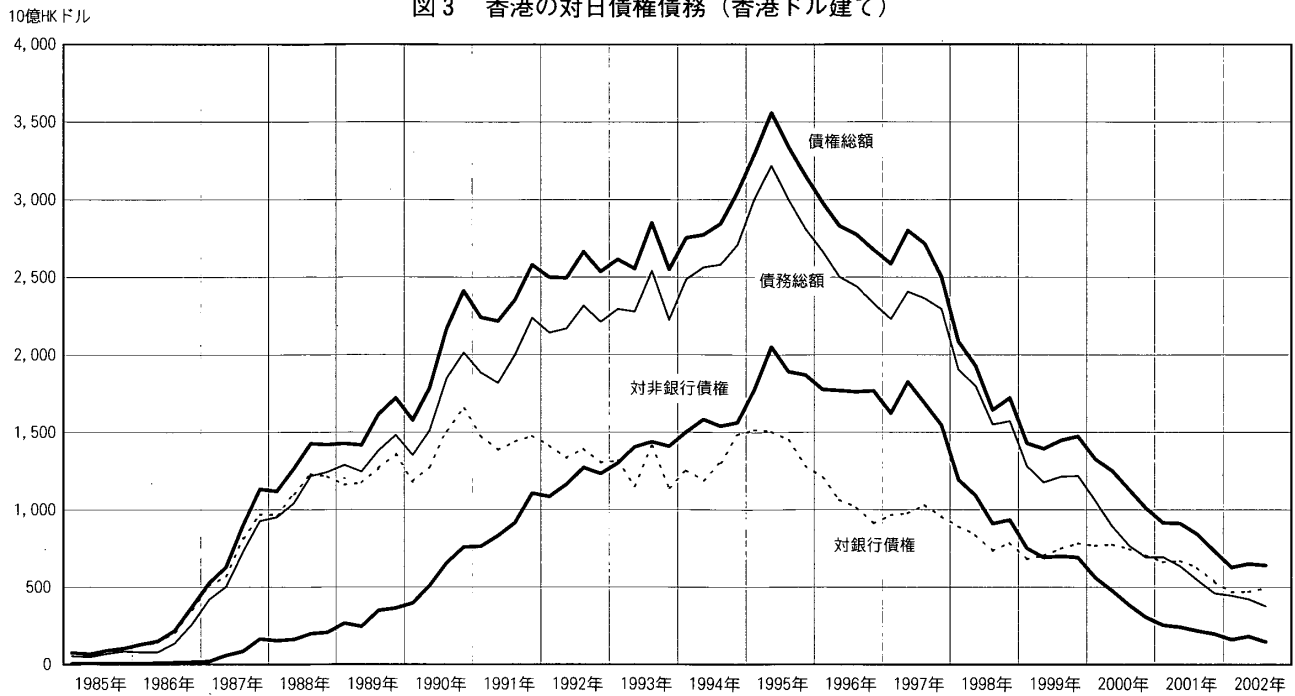
なお、金融当局が公表する対日債権債務のデータでは、外貨建て分の金額が圧倒的で、香港ドル建て分はきわめて少ない<sup>43)</sup>。また、対日債務のうち対非銀行債務の金額も対銀行債務に比べてかなり少ない<sup>44)</sup>。そこで、香港ドル建て分は無視し、対日外貨建て債権債務のデータのみを用い、さらに対日債務のデータでは、対銀行債務と対非銀行債務のデータを区別せず、両者を合計した債務総額のデータのみを問題とする。

図3は、金融管理局が公表する香港ドル建てでの対日債権残高と債務残高を四半期別にプロットしたものである。これで見ると判るように、対日債権債務は1986年後半以降並行して拡大している。つまり、JOMの創設以降拡大がはじまっていることが確認できる。この拡大は、1988年後半と1989年前半に停滞したものの、1989年後半から1991年にかけて再び拡大し、1992年と1993年には停滞したが、1994年に入って三度拡大して1995年の第2四半期にピークを迎えている。図3では対日債権をさらに対非銀行債権と対銀行債権に分けてプロットしてある。対非銀行債権は先の第1の経路を意味するインパクトローンであり、対銀行債権は第2の経路を示す。これで見ると、第2の経路では1990年にかけて増加した後、緩やかに減少している。他方、第1の経路では1990年以降本格的に増加しはじめ、1993年に第1の経路での貸し付けを上回った後1995年の第1四半期にピークに達している。すなわち、1990年以降1995年まではインパクトローンの拡大が対日債権の拡大を支えていたように見える。

ところで、こうした取引が可能になったのは、1984年の円建てインパクトローンの解禁、1986年のJOMの設立といった一連の規制緩和のためであった。しかし、その一方で、日銀による窓口規制が残り、国内における貸し付けを制限する状況も存在していた。すなわち、こうした部分的な規制緩和を利用して、迂回取引を行うことによって国内の規制を回避しようとしたのである。例えば、JOMは、内外分離型のオフショア市場であり、オフショアで受け入れた資金はオフショアで貸し出さねばならず、オフショア資金の国内への貸し付けには制限が加えられていた。この制限を回避するために、オフショアで受け入れた資金をオフショアで香港に貸し付け、香港からは、本支店勘定を通じて本店に環流させるか、インパクトローンとして日本国内に貸し付けるという操作が行われたのである。さらに、海外からの国内企業への貸し付けは日銀の窓口指導の対象外であるため、香港支店を通じて融資がインパクトローンとして実行されたのである<sup>45)</sup>。そして、このインパクトローンの場合には、税制上のメリットもあったと言われる。というのは、香港では海外で調達された資金を海外に貸し付ける場合、そこから生じる利子については無税となっていたからである<sup>46)</sup>。

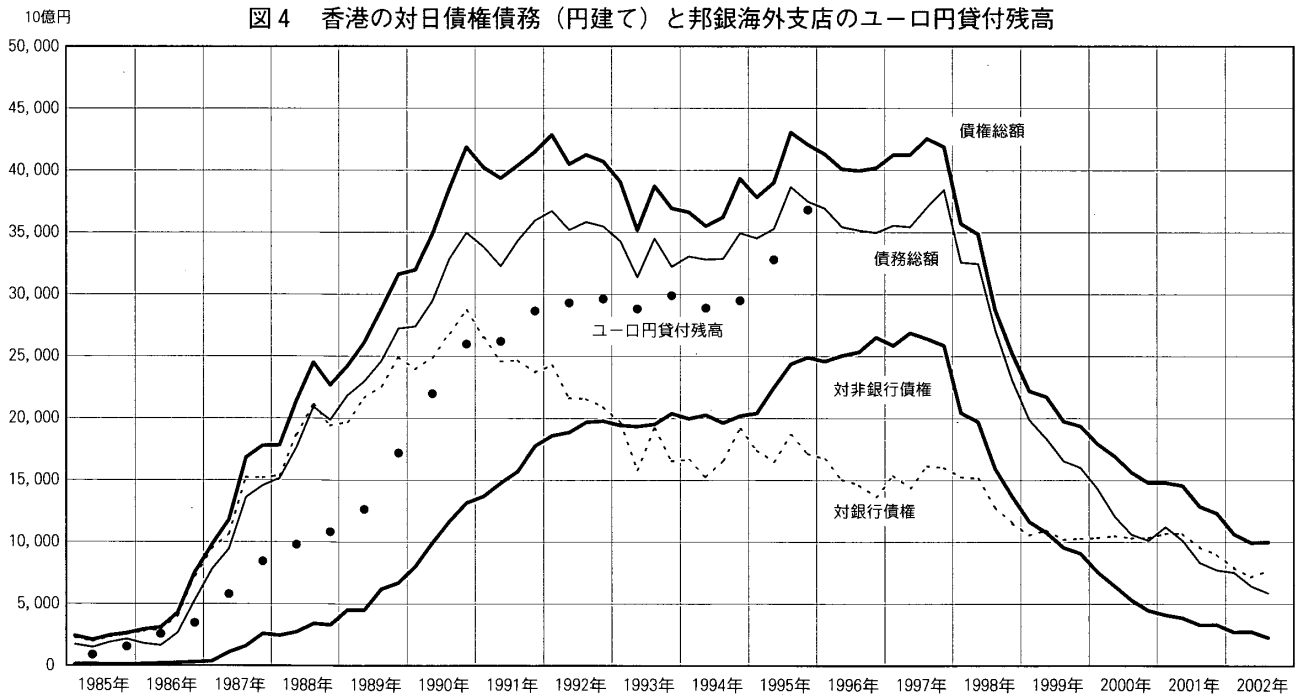
しかし、こうしたインパクトローンの実行に強い影響力を持っていた日銀の窓口指導も1991年6月には廃止された。この影響は図3ではどのように読みとれるであろうか。図3では、1995年まで波はあるものの対日債権は拡大をつづけており、日銀窓口指導の廃止の影響は読みとれないように思われる。また、この時期は土地関連融資に関する規制、いわゆる総量規制（すなわち、1990年3月の土地関連融資の伸びを総貸出の伸び以下に抑制することを各金融機関に要請した大蔵省通達）が課せられていた時期でもあり、その規制を回避するために香港を通じて融資が行われていたとも考えられる。確かに、図3では1990年第1四半期以降香港の対日非銀行債権が増加の勢いを増しているように見える。ただ、この総量規制は1991年3月には解除されており、1995年まで増加を見せている図3ではこれらの影響を読みとることはできず、別の要因が作用していたようにも見られる。とすれば、この1995年までの増勢はいかにして説

図3 香港の対日債権債務（香港ドル建て）



(データの出所) Hong Kong Census and Statistics Department, *Hong Kong Monthly Digest of Statistics*  
 Hong Kong Monetary Authority, *Monthly Statistical Bulletin*

図4 香港の対日債権債務（円建て）と邦銀海外支店のユーロ円貸付残高



(データの出所) Hong Kong Census and Statistics Department, *Hong Kong Monthly Digest of Statistics*  
 Hong Kong Monetary Authority, *Monthly Statistical Bulletin*  
 大蔵省国際金融局編『国際金融局年報』各年

明されるのであろうか。

上で指摘したように、対日債権債務のデータでは、香港ドル建ての金額は無視できるほど小さく、また表11からも判るようにほとんどが外貨建てで実行されていた。とすれば、外貨金額を香港ドル

建てに換算した場合、為替相場の変動も債権債務の金額を変化させる要因になる。香港の金融当局は、外貨建ての債権債務を香港ドル建てに換算する際には報告日のTTレートで換算するように求めている。つまり、金融管理局が公表するデータ

は、実際の通貨建てを香港ドルに換算しているのであり、明らかに為替相場の変動が見かけの変動を生み出していることになる。それゆえ、実際の変動を見るには、元々の通貨建てに換算し直す必要があるだろう。

問題は、この外貨建て債権債務がどの通貨建てで実行されていたかである。もし、それが米ドル建てであるならば、香港ドルが米ドルにリンクしている関係から、為替相場の変動の影響は無視できる。しかし、香港の金融当局は、すでにこの対日債権の多くが邦銀によって実行されているユーロ円インパクトローンであり、為替相場の変動がその債権債務の金額を変化させていることをしばしば指摘している。例えば、次のようである。

「[在香港金融機関の] 資産の増加の多くは、そしてそれは海外向け債権の増加がほとんどであるが、日本の金融機関によって説明される。これには明らかにいくつかの理由がある。邦銀は、国内における規制から長期資金の調達で香港を含む海外の子会社に依存し、そしてその資金は本店に投下されるのである。また、国内の顧客に対する融資も銀行の貸付政策の結果として海外の支店で記帳されているのであるが、これは国内支店からの貸付に規制を課している当局によって示唆されたものである。最後に、円の上昇が、香港ドル建てに換算するに際し、そのバランスシート価値を膨らませているのである」(HKCB, *Annual Report 1987*, p.42.)

「オフショア貸付は主に外貨建てで行われている。そしてそれはほとんど香港における邦銀支店のユーロ円取引によって影響されている。これらの貸付の増加は、1992年の10%から1993年の14%へ上昇したが、それは日本円の上昇による評価効果によってほとんど説明される」(HKMA, *Annual Report 1993*, p.25)

ここで指摘されていることは、香港における対外融資の拡大が邦銀によってもたらされていること、邦銀は規制を回避するためにこのような行動をとっていること、この取引の形態がユーロ円取引、すなわち円建てで行われていること、そして為替相場が変動することに伴いその金額も変動す

ること、である。このことから、香港金融システムの対日本向け債権債務がほとんど円建てで行われていると見なしうるものであること、そしてそれが香港ドルに換算する場合に為替相場の変動の影響を受け、香港金融当局が公表する香港ドル建てでの数値は見かけの変動を含んでいること、がわかる。

そこで、図3のデータをTTレートで円建てに換算し直し、それをプロットしたのが図4である。図4によると、対日債権債務は1986年からほぼ一直線で増加し、1990年第4四半期にピークに達している。その後1997年の第4四半期まで多少の増減はあるものの、債権で40兆円前後を、債務で35兆円前後を推移していた。ということは、図3における1995年までの債権債務の持続的な増加は、香港ドルが米ドルにリンクしている関係から、1990年代半ばの大幅な円高の影響を受け、香港ドル建てに評価し直すときに見かけの増加がもたらされた結果と見ることができる。また、対銀行債権は、1990年第4四半期にピークを迎えた後1998年まで緩やかに低下しているが、対非銀行債権は、1992年に20兆円のレベルまで増加した後に1994年までその水準を保った。そして、1995年に5兆円の増加を見せ25兆円のレベルで1997年の第4四半期まで維持されている。1991年以降1997年まで債権総額がほぼフラットに推移していた中で、対銀行債権と対非銀行債権の動きは前者が後者に置き換えられる動きのように見える。このように、図3で対日債権債務が80年代末から95年にかけて一貫して増加しつづけたように見えるのは、円高による見かけのものであり、実質的な変化と理解することはミスリーディングであるといえよう。実際は、1990年末に債権債務とも事実上のピークに達していたと見ることができるのである。とすれば、日銀の窓口指導の影響をここに読みとることができるように思われる。すなわち、図4からは、1986年のJOMの設立とともに窓口指導を回避するために迂回融資が始まり、1991年6月の窓口指導の廃止とともにその伸びは止まったが、その後もこの貸付はロールオーバーを繰り返して維持されていたとみることはできないのではないだろうか<sup>47)</sup>。

図4では、1995年までの邦銀海外支店によるユー



ロ円貸付残高（各年6月末と12月末残高）もプロットされているが、このデータは非銀行債権（対顧客貸付）に対応している。この2つの系列を比較するならば、1985～86年は、香港からのユーロ円貸付の規模は小さく、他の金融センター（おそらくはシンガポール）からの融資が大部分であったと言える。1987年以降香港からの融資も拡大するが、1989年までは香港からの融資は全体の3～4割を占め、その他の金融センターからのもの（ユーロ円貸付残高－香港の非銀行債権）が6～7割を占めていた。しかし、1990年にはこの地位が逆転し、1991年以降は香港が6～7割、その他の金融センターが3～4割を占めるようになり、この種の融資では香港が主要な融資センターになっていた。

この対日債権債務は1997年第4四半期以降劇的に減少する。すなわち、債権は1997年第4四半期の43兆円から2000年第4四半期の15兆円まで、3年間で28兆円も減少した。これは、対銀行債権が緩やかに減少する中、対非銀行債権（ユーロ円インパクトローン）が急激に減少したために生じたものである。これに呼応して、債務も同じ時期に38兆円から10兆円まで28兆円近く減少させている。2001年以降は減少速度は緩まったものの収縮は続いている。この邦銀による大規模な対外融資の削減について、香港金融管理局は、実質的にはほとんど影響がないことを強調している。例えば、金融管理局『四季報』は次のように言う。

「この減少 [香港における貸付額の減少] のほとんどは、ユーロ円取引の収縮の結果として生じた20%に上るオフショア貸付の減少のためである。ユーロ円貸付は、邦銀の日本国内の支店によって日本国内の顧客に対してなされながら、その銀行の海外店において記帳される貸付である。ユーロ円取引の縮小は邦銀のより慎重な貸付姿勢と、そのバランスシートを縮小させる必要性を反映している。これは香港の経済活動と信用状態にほとんど影響を持たない。というのは、香港はそうした貸付の記帳センターとなっているに過ぎないからである」(HKMA, *Quarterly Bulletin*, No.15, May 1998, p.150)

とはいえ、この対日債権債務の圧縮は香港の対外債権債務総額の縮小にも大きなウエートを占めていた。表16に見られるように、1997年末と2001年末の間で香港の総対外債務は2兆6千億HKドル、総対外債権は1兆5千億HKドル減少したが、これはそれぞれ55%、32%の大幅減少であった。むしろ、為替相場の変化が外貨建て債権債務の香港ドルへの換算に影響を与えているが、この間のドル相場の他通貨に対する変化はさほど大きくないと考えられるので、この変化の大部分は実質的なものと見てよいだろう。ここで債務の減少に比べて債権の減少が少ないが、これは債務が各地域とも減少しているのに対し、債権では西欧と北アメリカに対するものがその額を伸ばしているからである<sup>48)</sup>。しかし、日本に対する債権債務の減少は他地域に対する減少に比較して著しく大きく、邦銀による日本向債権債務の圧縮が香港全体の債権債務の縮小をもたらしたものであることは間違いない<sup>49)</sup>。

こうした動きは、Iで見た香港からの邦銀の大規模な撤退に呼応しているかに見える。しかし、この撤退は主に地方銀行や信託銀行に生じた現象であり、有力な都市銀行はいまだ香港にとどまっている。そして、そうした香港にとどまっている邦銀がかなりの市場シェアをまだ維持していることを考えれば、この縮小はこの時期に撤退した銀行の債権債務の減少によってもたらされたものとは考えにくい。むしろ、有力都市銀行が自ら対日債権を圧縮したことに伴う動きと見ることができる。

では、なにゆえ邦銀は対日債権を圧縮したのか。この迂回融資が行われる要因となった規制がなくなったこと、迂回融資のメリットが無くなったこと、香港金融管理局による問題債権の国内への移管要請<sup>50)</sup>など、いくつかの要因が指摘されている。例えば、香港金融管理局が予想される損失に備えて準備金を積み増すように要請したことが邦銀に香港から融資することに伴う税制上のメリットを消滅させ、日本支店での融資に転換させたと説明されている。ただし、この主張に対して香港金融管理局は懐疑的である<sup>51)</sup>。また、邦銀の香港支店は、日本国内において規制が変わり、香港支店で記帳されていた融資は、満期が到来するとと

表16 香港の対外債権と対外債務

単位：10億 HK ドル

		対 外 債 務			対 外 債 権		
		銀 行 間	非銀行顧客	合 計	銀 行 間	非銀行顧客	合 計
1997年	アジア	3,060 ( 76.1)	171 ( 28.4)	3,231 ( 69.8)	1,955 ( 76.9)	1,827 ( 86.6)	3,781 ( 81.3)
	日本	2,276 ( 56.6)	28 ( 4.6)	2,304 ( 49.8)	988 ( 38.9)	1,545 ( 73.2)	2,533 ( 54.4)
	シンガポール	323 ( 8.0)	37 ( 6.1)	360 ( 7.8)	282 ( 11.1)	12 ( 0.6)	294 ( 6.3)
	中国	290 ( 7.2)	17 ( 2.7)	306 ( 6.6)	337 ( 13.3)	71 ( 3.4)	408 ( 8.8)
	西ヨーロッパ	673 ( 16.7)	97 ( 16.1)	770 ( 16.6)	397 ( 15.6)	82 ( 3.9)	479 ( 10.3)
	イギリス	300 ( 7.4)	40 ( 6.7)	340 ( 7.3)	194 ( 7.6)	21 ( 1.0)	216 ( 4.6)
	北アメリカ	130 ( 3.2)	41 ( 6.9)	172 ( 3.7)	114 ( 4.5)	69 ( 3.3)	184 ( 3.9)
	合衆国	121 ( 3.0)	34 ( 5.6)	155 ( 3.4)	101 ( 4.0)	47 ( 2.2)	148 ( 3.2)
	その他	160 ( 4.0)	294 ( 48.6)	454 ( 9.8)	77 ( 3.0)	132 ( 6.2)	208 ( 4.5)
	総 計	4,023 (100.0)	604 (100.0)	4,627 (100.0)	2,543 (100.0)	2,110 (100.0)	4,652 (100.0)
2001年	アジア	1,045 ( 70.2)	228 ( 39.9)	1,273 ( 61.8)	1,298 ( 52.1)	338 ( 50.5)	1,635 ( 51.8)
	日本	443 ( 29.8)	19 ( 3.4)	462 ( 22.4)	555 ( 22.3)	197 ( 29.5)	752 ( 23.8)
	シンガポール	134 ( 9.0)	48 ( 8.3)	182 ( 8.8)	282 ( 11.3)	8 ( 1.1)	290 ( 9.2)
	中国	281 ( 18.9)	53 ( 9.3)	334 ( 16.2)	172 ( 6.9)	26 ( 3.9)	198 ( 6.3)
	西ヨーロッパ	281 ( 18.9)	77 ( 13.5)	358 ( 17.4)	920 ( 37.0)	60 ( 9.0)	981 ( 31.0)
	イギリス	114 ( 7.7)	30 ( 5.2)	144 ( 7.0)	439 ( 17.6)	28 ( 4.2)	467 ( 14.8)
	北アメリカ	74 ( 4.9)	45 ( 7.8)	118 ( 5.7)	148 ( 5.9)	128 ( 19.1)	276 ( 8.7)
	合衆国	66 ( 4.4)	34 ( 6.0)	100 ( 4.9)	130 ( 5.2)	111 ( 16.6)	241 ( 7.6)
	その他	90 ( 6.0)	222 ( 38.8)	312 ( 15.1)	124 ( 5.0)	143 ( 21.4)	268 ( 8.5)
	総 計	1,489 (100.0)	572 (100.0)	2,061 (100.0)	2,490 (100.0)	669 (100.0)	3,160 (100.0)
1997年 から 2001年 までの 変 化	アジア	-2,015 [ -5.9]	57 [ 11.5]	-1,958 [ -8.0]	-657 [ -24.8]	-1,489 [-36.1]	-2,146 [-29.5]
	日本	-1,833 [-26.8]	-8 [ -1.2]	-1,841 [-27.4]	-433 [ -16.6]	-1,348 [-43.7]	-1,781 [-30.6]
	シンガポール	-189 [ 1.0]	11 [ 2.2]	-179 [ 1.0]	0 [ 0.2]	-4 [ 0.5]	-5 [ 2.9]
	中国	-9 [ 11.7]	37 [ 6.6]	28 [ 9.6]	-165 [ -6.4]	-45 [ 0.5]	-210 [ -2.5]
	西ヨーロッパ	-392 [ 2.2]	-20 [ -2.6]	-412 [ 0.8]	523 [ 21.4]	-22 [ 5.1]	501 [ 20.7]
	イギリス	-185 [ 0.3]	-10 [ -1.5]	-196 [ -0.3]	244 [ 10.0]	7 [ 3.2]	251 [ 10.2]
	北アメリカ	-57 [ 1.7]	3 [ 0.9]	-53 [ 2.0]	34 [ 1.4]	58 [ 15.8]	92 [ 4.8]
	合衆国	-56 [ 1.4]	0 [ 0.4]	-55 [ 1.5]	29 [ 1.2]	64 [ 14.4]	93 [ 4.4]
	その他	-71 [ 2.0]	-71 [ -9.8]	-142 [ 5.3]	48 [ 2.0]	12 [ 15.2]	59 [ 4.0]
	総 計	-2,534 [ 0.0]	-31 [ 0.0]	-2,565 [ 0.0]	-53 [ 0.0]	-1,440 [ 0.0]	-1,493 [ 0.0]

(出所) Hong Kong Monetary Authority, *Monthly Statistical Bulletin*

(注) (1)各年末の数値。

(2) ( ) 内は% ; [ ]内は%ポイント。

表17 シンジケートローン締結額（借入国別）

単位：10億米ドル

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
全世界	501.9	703.3	839.3	1,080.6	905.3	1,025.8	1,464.9	1,388.8
先進国	442.7	610.3	732.1	904.7	822.5	962.2	1,331.8	1,280.4
オフショアセンター	12.8	17.0	19.3	33.1	7.8	8.9	37.3	35.2
香港	9.8	11.1	15.8	26.5	5.1	6.1	31.9	28.3
シンガポール	1.5	2.1	2.4	4.9	0.8	1.4	3.2	5.2
発展途上国	45.8	75.9	87.5	142.7	74.7	55.0	94.2	71.5
アジア・太平洋	35.3	46.8	51.6	63.2	21.6	16.1	32.9	20.7
中国	6.0	10.1	7.3	13.7	5.2	1.5	2.6	2.6
インド	0.7	1.8	3.8	5.6	1.3	1.3	1.5	1.8
インドネシア	4.8	10.5	13.3	11.4	0.0	0.5	0.8	n.a.
韓国	3.2	7.0	11.9	11.1	0.5	2.6	7.9	7.3
マレーシア	3.9	4.2	3.1	5.5	2.8	1.9	4.6	2.4
フィリピン	0.1	1.4	0.7	2.8	2.4	1.8	3.1	1.9
台湾	7.0	2.2	2.2	4.9	4.5	4.9	9.1	3.9
タイ	6.7	7.0	6.6	5.3	3.1	0.6	2.6	0.3

(出所) BIS Website

もに本店でロールオーバーするように変更された、と説明している<sup>52)</sup>。この規制の変更が何を指しているのかは不明であるが、もしそれが日銀窓口指導であるならば、すでに指摘したように1991年にそれは廃止されており、それが1997年以降の時点で特に強く作用するようになったとは考えにくい。

むしろ、この債権債務の圧縮には、以上のような技術的な要因だけでなく、邦銀を取り巻く内外の経済環境の変化が大きく影響していると考えられる。まず、香港は1997年のアジア通貨危機の影響を強く受けた。香港は1998年にGDP成長率が-5.1%となり、輸出も-4.3%を記録し、民間消費支出も-6.7%となった。金融部門でも、融資総額は-19.8%と大幅な減少となった。もっとも、この数値は対外融資の削減によるところが大きかったが、対内融資も5.5%減少している（図2）<sup>53)</sup>。香港はアジア向けシンジケートローンの組成では最大の金融センターになっているが、表17に見られるように、アジア・太平洋諸国におけるシンジケートローンの借入額は、1999年にはピークであった1997年の632億ドルから161億ドルまで急減している。また、香港の借入額も1997年の265億ドルから1998年には51億ドルまで減少している。そして、2001年の段階でもアジア・太平洋諸国の借入額は、ピーク時の3分の1の規模しか持っていない。このことは、香港においてリテール業務よりもホールセール業務に特化してきた邦銀にとっては厳しい経営環境の変化の一つとなったと考えられる<sup>54)</sup>。

また、1998年10月の広東国際信託投資公司（Guandong International Trust and Investment Corporation=GITIC）の破綻も香港における邦銀の経営に少なからぬ影響を与えるものであった<sup>55)</sup>。広東省が管轄するGITICの破綻に際して、当初中国人民銀行はGITICの債務は中国政府が保証すると明言していたが、翌1999年1月にGITICを清算処理することに方針を転換した。この結果、700～800億円規模で融資を行っていた邦銀にとっては、融資が回収出来ない状況となった。一説には、邦銀のGITICとその子会社に対する債権は1億4千万米ドルに上ると言われた。邦銀は、中国政府に書簡を送って債務の返済を求めたが、中国政府は金融機関としてはじめて破産法を適用して清算を行う姿勢を崩さなかった。このように、GITICの破綻は対中投資のリスクをあらためて浮き彫りし、対中ビジネスの最前線に位置する香港の邦銀にとって、業務の見直しを検討するに足る状況が生まれたと見てよいだろう。

しかし、邦銀の香港業務の見直しを迫った最大の要因は、日本国内における金融不安と金融再編の動きであるだろう。1990年代はバブルの崩壊に伴い戦後最大の金融危機が発生した時期であった。90年代前半は信用組合や住専の破綻が相次ぎ、1997年には北海道拓殖銀行、山一証券、1998年には日本長期信用銀行、日本債券信用銀行が破綻し、大手銀行も破綻を免れない状況が生まれた。また、破綻を免れた銀行であっても大量の不良債権をかかえ、株価や地価の下落によって担保価値が下落

する一方で、不良債権が増加する事態に追い込まれた。また、株価の下落は銀行の持つ含み益を減少させ、銀行の自己資本比率は低下せざるを得なかった。こうした危機に対して、経営難から生じた貸し渋りを防ぐべく、日本政府は公的資金の導入を決定し、都銀をはじめとする多くの銀行がこれを受け入れたのであった。

こうした日本の金融システムの危機は、ジャパンプレミアムの発生に如実に反映されている。ジャパンプレミアムは、インターバンクユーロ市場において、欧米の優良銀行に比べて邦銀が追加的に支払わねばならない金利を意味する。図5はこのジャパンプレミアムを示している<sup>56)</sup>。ここから判るように、ジャパンプレミアムはまず1995年秋に現れたが、これは大和銀行ニューヨーク支店での不正会計操作事件の影響である。その後、ジャパンプレミアムは次第に沈静化に向かうかに見えたが、1997年秋には急拡大し1%を超えるに至った。言うまでもなく、この時期は北海道拓殖銀行や山一証券という都市銀行や巨大証券会社が破綻し、日本の金融システムの動揺がピークに達した時期であった。更に、ジャパンプレミアムは1998年秋口には三度拡大して1%に達した。その後、1998年10月金融再生法が成立してからは急速に縮小し、1999年にはほとんど見られなくなった<sup>57)</sup>。

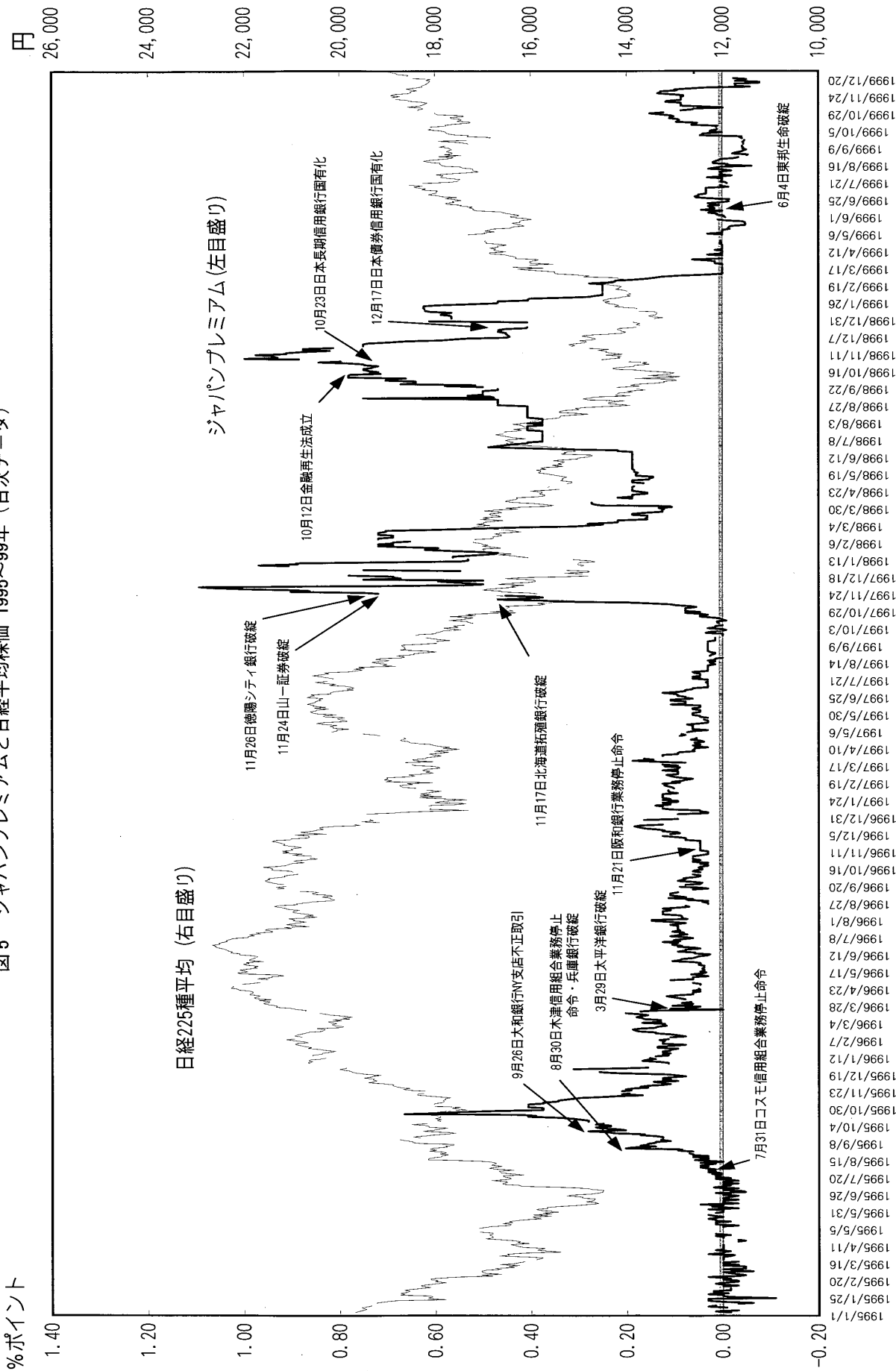
こうした金融システムの動揺は、邦銀に対して業務の再編を迫るものとなった。不良債権の増加や株価の下落に伴う含み益の減少は、銀行の自己資本を減耗させるとともに自己資本比率を低下させる。銀行が海外展開を進め続けるならば、BIS基準の8%の自己資本比率を維持しなければならない。香港金融管理局は、国際金融センターとしての地位を維持するために、自己資本比率規制を重視している。銀行条例の規定も免許銀行についてこれを12%まで引き上げさせる権限を金融管理局に与えている。もし海外展開を考えないならば、国内基準の4%の自己資本比率でも営業は可能である。ここで、邦銀とりわけ地方銀行は海外展開を行うかどうかの選択を迫られたとあってよい。多くの地銀はこれによって香港を撤退していったと考えられる。そして、香港にとどまった都銀や地銀等も、海外展開を持続し自己資本比率規制を遵守するためには、自己資本が減耗している中で

は資産の圧縮を行わなければならなかった。邦銀は、合併による合理化や支店の整理統合を進めつつ、全行的な資産の圧縮を実行していった。これは海外店に関してはいち早く実行されたと考えられる。1998年以降の香港からの邦銀の撤退は、こうした事情を背景に持っているといつてよい。そして、香港にとどまった邦銀も、上で見たような迂回融資によってバランスシートの両建てで資産=負債を拡大するやり方は抑制せざるを得なくなったと考えられる。

この時期の邦銀海外店の業務再編は、邦銀海外店のバランスシートの変動に明確に現れている。図6は1990年代における邦銀海外店の資産=負債と本支店間勘定の推移を見たものである。資産=負債は、190兆円をピークとして1993年まで低下し、そこから1997年末までは120~140兆円の範囲で推移していた。しかし、1998年に入ると急激に減少し、1999年末には60兆円まで半減した。本支店間勘定は、1991年までは海外店は本店に対して純債権を持っていたが、1992年以降1995年前半まで最大5兆円規模の純債務を負うようになった。しかし、1995年後半以降急激に純債務は拡大し、ピーク時の1998年秋には25兆円を超えるまで拡大した。これは、ジャパンプレミアムの発生に伴う動きである。つまり、邦銀の海外店はジャパンプレミアムの発生に伴う資金調達上の困難を本店からの海外送金でカバーし、その結果、海外店の本店に対する純債務が拡大したのである。しかし、ジャパンプレミアムの解消や海外店の再編によって、海外店は1999年以降急速に純債務を返済し、2000年末には本支店間勘定はネットでほぼゼロになった。また、海外店の貸付残高も1997年末の81兆円から2001年末の28兆円まで縮小したが、これはこの間に53兆円規模の貸付の削減が海外店で実行されたことを意味する。香港の日本向非銀行債権は1997年末の26兆円から2001年末の3兆円まで23兆円減少しており、香港における減少が全減少の43%に相当している。

また、表18はイギリス、アメリカ、香港における邦銀の資産を比較したものである。それによると、1997年まで香港の邦銀はイギリスやアメリカの邦銀を上回る資産を保持していた。しかし、1998年からこれら三地域の邦銀は資産を急減させ

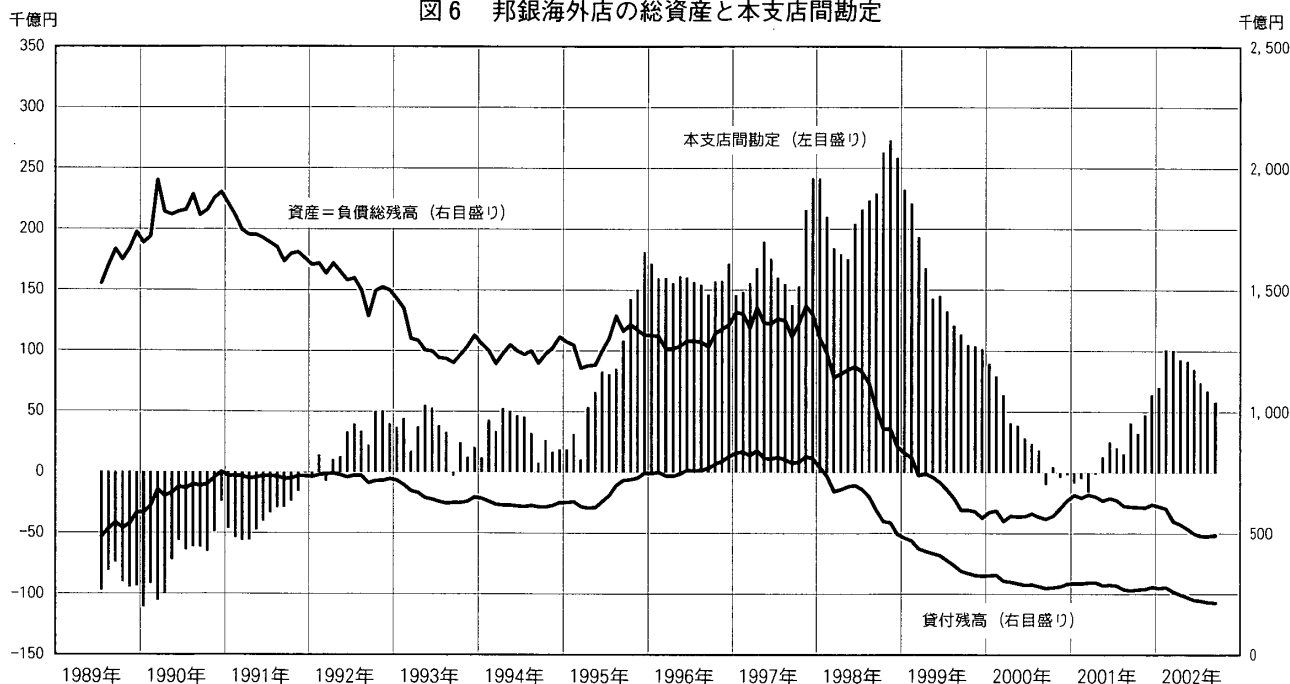
図5 ジャパンプレミアムと日経平均株価 1995～99年（日次データ）



(データの出所) British Bankers' Association Website; 外国為替情報社『外為年鑑』各年版; 東洋経済新報社編『経済統計年鑑』各年版

(注) ジャパンプレミアム=JOM 3 カ月物ユーロダラー金利-LIBOR 3 カ月物ユーロダラー金利

図6 邦銀海外店の総資産と本支店間勘定



(データの出所) 日本銀行 Website

(注) 本支店間勘定はネットアウトした数値で、マイナスは海外店の貸付超過を、プラスは借入超過を示す。

表18 イギリス・アメリカ・香港における邦銀資産

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
イギリス (十億ポンド)	217	181	186	138	114	151	142
アメリカ (十億ドル)	384	362	347	273	217	236	225
香港 (十億HKドル)	3,971	3,516	3,301	2,230	1,781	1,310	917
イギリス (千億円)	347	360	399	260	188	258	270
(%)	27.3	27.5	28.4	28.8	29.1	35.7	37.4
アメリカ (千億円)	395	420	451	315	222	271	296
(%)	31.1	32.1	32.1	34.9	34.4	37.5	41.1
香港 (千億円)	530	528	553	327	234	192	154
(%)	41.7	40.4	39.4	36.3	36.3	26.6	21.4
合計 (千億円)	1,272	1,308	1,403	902	645	722	721
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) イギリス: Bank of England, *Statistical Abstract; Monetary and Financial Statistics*

アメリカ: Board of Governors of the Federal Reserve System, *Structure Data for U.S. Offices of Foreign Banks*

香港: Hong Kong Monetary Authority, *Annual Report*

(注) (1) アメリカのデータはIBFを含む。

(2) 合計欄は、千億円未満を四捨五入しているため、イギリス、アメリカ、香港の合計に等しくない場合がある。

(3) 各年末の残高。

(4) %は3地域合計額に対する割合

(5) データソースが異なるため、図6のデータとは一致しない。

だが、特に香港の資産の減少が大きく、イギリスとアメリカでは1999年に減少の底を打ったように見えるが、香港では2001年まで減少が続いている。その結果、香港の資産はイギリスとアメリカの資産の半分程度まで減少したのであった。

以上のように、香港における邦銀の対外貸付は、1997年を境に大幅に減少するが、それは日本国内

の金融危機から邦銀の海外展開が見直されることになったことに伴う動きと見ることができる。それによって、邦銀は国内の規制を回避するために香港を介して日本国内の企業に融資する迂回融資を解消することになった。その意味では、邦銀はいわば「正常な」融資方法に戻ったと言えることができるだろう。

## 結び

1990年代前半に邦銀は大挙して香港に進出した。この時の進出の波は、主に地方銀行や第二地方銀行によって担われていた。というのも、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行は1980年代までにすでに香港への進出を実現していたからである。1980年代末から香港に進出した地方銀行は、駐在員事務所を設置した後、まず現地法人として預金受入会社を設立した。これは、この形態での現地法人の設立の方が支店の開設よりも易しかったからであるが、これによってまず地方銀行は証券業務によって香港進出を果たしたと言える。この現地法人の設立に続いて、有力地方銀行は支店の開設を実現した。

しかし、このように進出した邦銀であっても、銀行業務では香港内でのリテール業務に進出することは事実上不可能であった。というのは、1978年以降香港に進出した外国銀行に対して、香港の金融当局は支店の開設を1店舗でしか認めないいわゆる「一店舗条件」を課していたからである。この規制のため、香港において邦銀は、都市銀行を含めシンジケートローンに参加するなどのホールセール業務にしか進出できなかったと考えられる。それゆえ、香港における地方銀行の業務では、現地法人を含めて証券業務によって利益を確保することが最大の業務になっていたように思われる。

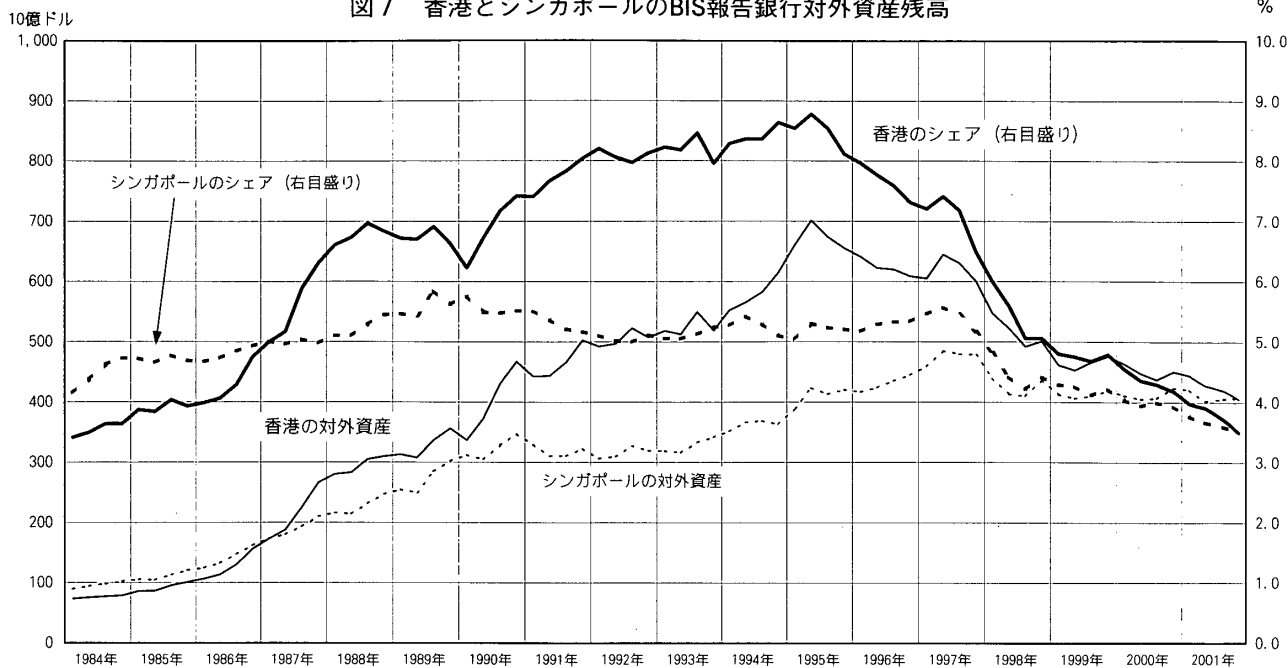
他方、都銀はホールセール業務を展開するとともに、対外融資に力点を置いていた。すなわち、本邦オフショアマーケットとの取引を通じたユーロ円インパクトローンであったが、これは日本国内の規制を回避するために、貸付を香港支店において記帳するという迂回融資である。そのため、邦銀の香港支店のバランスシートでは、資産側で香港外対顧客貸付がバランスシートの過半を占め、負債側では本支店勘定での資金調達<sup>58)</sup>がバランスシートの過半を占めていたのである。インパクトローンを含む香港の日本向対外債権は1980年代末から急速に増加しはじめたが、従来の研究が指摘している1990年代半ばまでの拡大は円為替相場の上昇に伴う見かけの増加によってもたらされた部分が多大にあり、実際は1990年にはほぼそのピークに達していたと見ることができる。

1997年の中国返還後、香港における邦銀は劇的な変貌を遂げる。まず、1998年と1999年に邦銀は大挙して香港を撤退した。この間に香港における邦銀の支店は半減している。ここでは、単に地方銀行、第二地方銀行が撤退しただけでなく、信託銀行や長期信用銀行の大部分、さらに一部の都市銀行も香港からの撤退を余儀なくされた。また香港にとどまった邦銀もその最大の業務である日本との間での迂回融資を急激に縮小していった。これは、日本における金融システムの動揺が銀行に対してその再編を促し、全店規模での資産の圧縮が必要になったためであると考えられる。その意味で、香港支店の動きは、邦銀海外店全体の動きに呼応する動きであったとすることができる。

こうした邦銀の香港からの撤退と対外貸付の大幅削減は、国際金融センターとしての香港の地位に重大な影響をもたらすものである。というのは、1980年代からの香港金融センターの発展が、邦銀の業務によって支えられてきたことは否定できないからである。例えば、図7に見られるように、香港の対外資産残高はシンガポールと比較して、邦銀の迂回融資が始まるとともにシンガポールに水を明け始めた。そして、1995年にはBIS報告地域の対外資産総額に占めるシェアを9%近くまで延ばし、シンガポールを大きく引き離すことになった。しかし、1995年以降邦銀が迂回融資を解消し始めると、香港の対外資産残高は急減し、シェアも2001年には3.5%とシンガポールと同程度まで低下したのであった。

むろん、1997年以降の対外資産残高の縮小には、アジア危機という景気循環的な要素も強く影響していることは否めない。しかし、香港の金融システムに対する従来の信頼度が低下してきていることも事実である。香港では、1991年以来香港に所在する外国企業を対象に地域統括店に関するアンケート調査が実施されて来ている<sup>59)</sup>。その中で、香港に地域統括店を設置する上での考慮要因について、その重要度を回答するものがある。それによると、香港の銀行及金融施設に関するランキングは1997年まで1991年の3位を除いて常に1位を維持していたが、1998~2000年には4位に下がり、2001年の調査では18位までランキングを下げていく。この調査は、選択肢、サンプル数などが年に

図7 香港とシンガポールのBIS報告銀行対外資産残高



(データの出所) BIS Website

(注) シェアは BIS 報告地域の対外資産総額に対する香港及びシンガポール所在銀行の対外資産の比率。

よって異なることがあり、時系列的に比較することは厳密な意味ではできない。しかし、2001年調査では金融サービスの利用可能性の重要度ランキングが22位中18位であり、それが地域統括店を設置する上で有利とする回答が64.2%、有利でも不利でもない中立とする回答が27.0%、不利と見る回答が2.8%、無回答6.0%となっており<sup>59)</sup>、この結果は単に景気循環的な要素のみでは説明できないように思われる。むしろ、これが邦銀の大規模な再編を唯一の要因にしているとは言えないが、香港の国際金融センターとしての地位が低下してきていることを示すものと見られる。

ジャオは、国際金融センターの分類からすると、香港は税金逃れや単なる記帳センターになっているオフショア金融センターではなく、アジア太平洋地域を射程に入れたリージョナルな金融センターであり、香港はロンドン、ニューヨーク、東京に対して従属的な地位にはない、と論じている<sup>60)</sup>。確かに、香港はバハマやバミューダのようなオフショアセンターとは異なり、実態をもった国際金融センターと言ってよい。しかし、上で見たように、香港金融市場における最大グループであった邦銀は、香港に記帳センターとしての機能を見出していた。むしろ邦銀は香港を単に記帳センターとして利用するだけのために進出したのではなく、

アジア太平洋地域のシンジケートローンの組成に関わり、華南地域に進出した日系企業に資金を供給し、更に香港内のリテール業務にも関与しようとする意図を持っていたことは疑いないし、多かれ少なかれそうした業務を具体的に展開してきている。しかし、1980年代後半から1997年にかけて邦銀は香港を記帳センターとして利用し、そのことが香港の国際金融センターとしての地位を名目的に膨らませていたことも事実である。その意味で、対外取引に関する限り、香港は実質的には東京国際金融センターのサブセンターとしての地位にとどまっていたと言えよう。こうした邦銀の行動が、日本国内の規制の結果として生じたとするならば、日本国内の規制の存在が香港国際金融センターにいびつな発展をもたらしていたことになる。表16からは、1997年以降日本を含むアジアに対する債権が減少する中で、西ヨーロッパとアメリカに対する債権が増加しているのが読みとれる。このことは、逆説的ではあるが、邦銀の後退によって香港国際金融センターが、東京のサブセンターの地位から本来の国際金融センターないしはアジアの国際金融センターへと変化しつつあることを意味しているのではないだろうか。



## [注]

※本稿は、平成10～12年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)〔「中国返還後の香港の金融システムに関する研究」課題番号10630092〕の研究結果報告書(2001年4月)の一部を2002年12月に大幅加筆・修正したものである。研究の過程で香港の邦銀各行よりディスクロージャー資料の提供を受けた。記して感謝する次第である。

- 1) このデータは、『金融財政事情』夏季特大号による。
- 2) Hashimoto [1991]。
- 3) Carse [2000]; Beckerling [2000] なお、カースは1991年イングランド銀行から銀行監督官(Commissioner of Banking)として香港に赴任した。
- 4) 香港における邦銀の活動に言及している論考として、佐藤 [1992], 二上 [1992], 唐澤 [1993] [1996] [1997] [1998], 桑原 [2000], 山本 [2002] がある。このうち佐藤 [1992] は、1990年代初頭に香港で見られた金融取引の外貨建て傾向を論じる中で邦銀による日本との迂回融資に技術面から言及しており有益であるが、邦銀の活動を実証的に捉えているわけではない。二上 [1992] は、アジアでの邦銀及び日系証券の展開を論じる中で邦銀の香港での活動に触れており、いくつかの点では示唆的なものの香港での邦銀に関する包括的な分析ではない。唐澤 [1993] 他は、邦銀の国際業務の全体像を明らかにしつつ、その中で1990年代前半のアジアにおける邦銀の再編を扱っており、特に唐澤 [1997] が香港における邦銀の活動を分析している。しかし、迂回融資の動向に関しては以下に見る点で疑問があり、また香港内における邦銀業務に関しても隔靴搔痒の感がある。山本 [2002] は本稿と多くの論点が重なっており、示唆に富む。ただし、執筆時点が1997年前半であり、その後の香港における邦銀に生じた劇的变化に触れることなく終わっている。とはいえ、ユーロ円インパクトローンの消滅を予想している点には先見の明がある。これらの論考は主として都市銀行に焦点を当てているが、桑原 [2000] はインタビューに基づく調査により地方銀行の香港進出の要因を解明しており、調査対象のサンプル数が少ないものの従来の研究では扱われてこなかった邦銀の実

態を明らかにしている。なお、蔡 [1999], 高木 [2000] は1990年代後半の香港国際金融市場の動向を知る上で有益である。

- 5) 例えば、蔡 [1996], 佐藤 [1997] を参照。
- 6) 例えば、唐澤 [1997] は、90年末から95年10月末までの期間「日本の銀行からの資金調達、並びに非銀行部門への融資の各残高は増加し、残高総額に占める日本のシェアも維持ないしは相当の上昇を記録している。要約すると、邦銀の香港を拠点とする活動は全般的な縮小と必ずしも歩調を合わせず、むしろ日本向け融資拡大のため、国内店から香港店に向けての多額の送金がこの期間もおこなわれた」と述べている(唐澤 [1997] 427頁)。しかし、その場合、為替相場の変動という要素が見落とされているように思われる。この点、Peek and Rosengren [1998] は、BIS統計を使いながらそれを円建てに換算することで邦銀のクロスボーダーの貸付を分析している。これは、邦銀の資本金が円建てであるため、自己資本比率に影響するのは資産の円建て額であるとする考え方をとっているためである。しかし、邦銀のオフショア貸付の多くがドル建てであると捉えている点は疑問である。
- 7) 香港の金融システムに関しては、Ho, Scott and Wong [1991] がやや古いものの包括的である。最近の著作では、Ghose [1995], Beecham [1996] がある。また、銀行規制の動向に関しては横内 [1998] を参照されたい。
- 8) HKMA [2002a] para 2.12. なお、邦銀関係では、Sakura Finance Limited, Sumitomo Finance Limited, Tokai Asia Limited の3行のRLBが香港外で設立され、香港に支店を出している。
- 9) ここで主として利用する資料は、香港の金融当局(1992年までが銀行監督官、1993年以降が金融管理局)が公表する在香港外国銀行一覧のデータと週刊『金融財政事情』の夏季特大号に毎年掲載される邦銀の海外進出に関するデータである。ただし、この二つのデータは厳密には進出年や撤退年で相違が見られる。その理由は、香港側のデータが年末のデータであるのに対して、日本側のデータが毎年6月末前後のデータだからである。しかし、相違といっても1年程度のものであるので、その場合は香港側のデータによることとする。

- 10) この時期、邦銀がDTCによって香港に進出した背景には、先に触れたように香港金融当局が銀行設置を制限していたこと、そのためDTCの設立ブームが発生したこと、支店の他にDTCを設置することで大口融資規制を回避できること、日本国内では銀行が証券子会社をもてなかったこと等があったと考えられる。
- 11) 「一店舗条件」に関しては、KPMG/Barents [1998] pp.15-18.
- 12) この間の事情は Green and Kinsey [1999] Chap. 8 に詳しい。
- 13) HKCB, *Annual Report 1987*, p.38.
- 14) 『日本経済新聞』1987年1月9日。
- 15) このデータは、Jao [1988] pp.80-81他による。
- 16) 『日本経済新聞』1986年9月5日。また、香港銀行監督官『年報』では、第一勸業銀行の名前は明示していないが、邦銀が香港において支店展開を実現するために地場銀行の株式のマジョリティを取得した、と記述している (HKCB, *Annual Report 1986*, p.15.)。
- 17) 『日本経済新聞』1972年12月27日。なお、富士銀行は1998年末に取得していた同行の株式 (この時点で44%) をすべてシンガポール開発銀行 (Development Bank of Singapore Ltd.) に売却することを決定した。これは、富士銀行の海外業務ではリテール業務から撤退する方針と、香港でリテール業務の展開を意図するシンガポール開発銀行の方針が一致したためと言われる。買収後、同行は DBS-Kwong On Bank と行名を変更した (Porter [1999])。
- 18) McBridge [2001].
- 19) KPMG/Barents [1998] p.17.
- 20) HKMA [2001a] : [2002b] p.13. 1.
- 21) この表は香港の金融当局 (銀行監督官と金融管理局) が毎年公表する年次報告 (*Annual Report*) 及び統計月報 (*Monthly Statistical Bulletin*) に掲示されている認可が与えられた銀行と認可が取り消された銀行を示すリストから邦銀を選び出したものを基礎にして、日本側の資料をつきあわせて作成したものである。表の中には、単に認可が出されたり取り消されたりしたもの他、資本参加した場合あるいは資本を引き揚げた場合 (ただしマジョリティをとっている場合に限る) を確認できる限りで掲載している。これは、香港金融当局が、銀行の国籍を判定する場合、受益株主 (beneficial ownership) の概念を用いており (KPMG/Barents [1998] pp.22-23), 邦銀が株式のマジョリティを保有する地場銀行は香港籍ではなく日本籍であると判断しているからである。この概念による地場の銀行、限定免許銀行、預金受入会社のリスト (1997年5月12日時点) が HKMA [1997a] Annex 2 にあり、表4の作成上利用した。しかし、保有株式の増減によるマジョリティの獲得・喪失は確認が困難であり、そのため表3に見られる邦銀の増減と表4に見られる邦銀の増減にはごく一部相違がある。
- 22) 東京三菱銀行の関連会社である金東財務有限公司 (Kincheng-Tokyo Finance Company Limited) は、限定免許銀行から預金受入会社に認可上のステータスを変更しているが、これは異例の措置である (HKMA [2000a])。この金東財務有限公司は、HKMA [1997] Annex 2 のリストには掲載されておらず、この時点までに東京三菱銀行はマジョリティを失っている可能性があるが、東京三菱銀行のディスクロージャー誌は関連会社として位置づけている。
- 23) Lo [1998].
- 24) Yiu [1998].
- 25) この時期に地方銀行が大挙して香港に支店を設置したり、駐在員事務所を開設したりした要因は、1つにはアジアで1989年と1996年にピークをむかえる製造業の直接投資に関連している。つまり、地方銀行は地元製造業のアジアへの進出と並行してアジア、とりわけ対中ビジネスの金融センターである香港に進出したと見ることができる。その場合、一般的には邦銀が製造業に追隨して香港に進出したと論じられることが多いようである (例えば山本 [2002])。しかし、地方銀行が香港に進出する場合、地元製造業に先行するか (leader)、追隨するか (follower) はケースバイケースであり、現地の情報収集のために進出し、その後地元製造業が進出することもあり、銀行が常に製造業に追隨していたとは限らなかったようである (この点に関しては、桑原 [2000] 第3章を参照)。また、後に見るように、資産規模が認可基準に達する前に駐在員事務所を設置する銀行があったことから

- 想像されるように、他行が進出するので自行も進出するという横並び意識があったと思われる。なお、この時期における邦銀の海外進出について、それが leader であったのか follower であったのかに関する研究として、Yamori [1997] [1998] がある。
- 26) 基準となる資産規模の変更は、バンカー誌 (*The Banker*) の世界の銀行ランキングによって毎年見直されることになっていた。この資産規模に関する外国銀行の参入規制については KPMG/Barents [1998] (p.23), を参照。なお、この参入規制は、先のコンサルティングペーパーが変更の必要なしとしたものの (KPMG/Barents [1998] p.30), 金融管理局はアジア危機後に邦銀や欧銀の撤退が見られたことから、国際金融センターとしての地位を維持する意図をもって、外国銀行の資産規模に関する基準を地場銀行と同じ基準 (資産規模50億 HK ドル, 預金規模40億 HK ドル) に引き下げた (HKMA [2001b])。
- 27) ニュージーランド銀行の認可については、HKCB, *Annual Report 1987*, p.38, を参照。なお、この2行はその後ライセンスを返上している (KPMG/Barents [1998] p.21)。
- 28) HKMA [1997] p.17.
- 29) HKMA [1997] pp.17-20; HKMA [2002b] pp. 4.1-4.4.
- 30) ただし、邦銀は後に見るように円建て資産を多く持っており、為替相場の変動が資産総額をインフレートさせている側面があることを見落とすことはできない。
- 31) HKMA [1999a].
- 32) 桑原 [2000] によるヒヤリングベースの数値。
- 33) この10行は、あさひ銀行、さくら銀行、三和銀行、住友銀行、第一勧業銀行、東海銀行、東京三菱銀行、日本興業銀行、富士銀行、三菱信託銀行 (行名はいずれも当時) である。
- 34) 両行の発券額は、中國銀行が229億 HK ドル、香港上海銀行が639億 HK ドルであった。なお、2000年末における発券額のシェアは、香港上海銀行が64.4%、中國銀行が22.5%、スタンダードチャータード銀行が13.1%であった (HKMA, *Annual Report 2000*, p.28)。
- 35) 香港金融当局は、外国銀行の支店に対し資本金を香港に保有することを要請していない。
- 36) データは、HSBC Website の HSBC, Financial Overview (Dec. 2000, p.29) による。
- 37) ただし、1980年代には邦銀が香港金融市場における中心的な CD 発行者であり、香港ドル預金の不足をこれで補っていたと言われる (Jao [1988] p.93.)。
- 38) 高木 [2000] 30頁; Jao [1991] p.49.
- 39) 以上 HKMA [1999b] による。
- 40) ただし、表15からは1998年10月に破綻した広東国際信託投資公司 (GITIC) の影響を読みとることができない。後に見るように邦銀は GITIC に対する巨額の債権をもっていた。このことは、GITIC に対する債権が香港支店の債権ではなく本店の債権となっていたことを意味するのかもしれない。
- 41) この取引形態に関しては、佐藤 [1992] 77-81 頁に詳しい説明がある。なお、佐藤 [1992] は、第3の取引形態として邦銀の最低流動性比率充足のための取引を指摘している。これは、1986年銀行条例が流動性比率を25%以上に保つよう銀行に義務づけていることに伴うものである。すなわち、適格債務 (Qualifying Liabilities) に対する流動化可能資産 (Liquefiable Assets) の比率を25%以上に保たなければならないというものであり、適格債務は1カ月以内のインターバンク純債務 (債務が債権を超過した場合) とその他の1カ月以内の債務を指し、流動化可能資産は1カ月以内のインターバンク純債権 (債権が債務を超過した場合)、1カ月以内に満期となる貸付、1カ月以内に現金化が可能な資産、現金、地金等を指す (Ho [1991] pp.102-103)。邦銀は、本店から長期 (1カ月超) で借り入れ、短期 (1カ月未満) で貸し戻すという帳簿上の操作でこの比率を充足させていたのである。しかし、香港金融管理局は、1993年に邦銀と合意の上で流動性比率の定義を変更することを決定し (Fung [1993]), 1994年に銀行条例を修正した (HKMA, *Annual Report 1994*, p.41)。
- 42) HKCB, *Annual Report 1990*, p.24.
- 43) 例えば、2001年の平均で見ると、対銀行債務の香港ドル建て分は12億 HK ドルで、外貨分を含めた対銀行債務総額の0.21%に過ぎなかった。同様に対銀行債権については195億 HK ドル、2.94%、対非銀行債務については14億 HK ドル、6.08%、

- 対非銀行債権については11億 HK ドル, 0.05%であった。
- 44) 例えば, 2001年の平均で見ると, 外貨建ての非銀行債務は223億 HK ドルで, 外貨建て対日債務総額の8%であった。なお, このデータは1991年末から公表されている。
- 45) 日銀窓口指導とインパクトローンの関係は, Takeda and Turner [1992] (pp.82-91)を参照。
- 46) Ghose [1995] p.181. 香港側の説明では邦銀が税制上の理由からこうした操作を行っているというものが多いが(例えば Jao [1988] p.93), 山澤・和田・鉢村 [1992] 31頁はこうした見解を否定している。この点は, 検討が必要なところであろう。
- 47) ただし1995年前半にこの融資が5兆円弱増加する。これについて BIS『四季報』は, 「日本における国内規制を迂回するために近隣のオフショアセンターが利用され続けており, 海外から行われた日本国内の非銀行居住者への新規融資は348億ドル, 国内信用拡張の62%に相当する」と説明している(BIS [1995] p.17)。ここにいう国内規制が何を指すのかは不明であるが, この拡大は日本国内の景況の回復に伴うものと判断される。ただし, どのような分野に対する貸付かは不明である。
- 48) ヨーロッパ地域では, 表16に見られるイギリスに対する債権とともにドイツとフランスに対する銀行間での外貨建て債権の増加が大きい。これは, 表7に見られるように, 香港におけるヨーロッパ系銀行の対外融資シェアの上昇に結びついている。
- 49) この点に関しては, McCauley and Mo [1999] 参照。
- 50) 大西 [1999] 181-182頁。
- 51) Beckerling [2000a].
- 52) Beckerling [2000b].
- 53) データは, Government of the Hong Kong SAR [2000] pp. 3, 128による。
- 54) 1998年に邦銀は香港におけるシンジケートローンの締結では2.9億ドルしか引き受けず, 締結順位のランキングは8位まで下がったと言われる(Beckerling [2000c])。
- 55) GITICの破綻に関しては, 桑田 [1999]; 古島 [1999]; 『朝日新聞』1998年10月16日, 1999年1月12日, 2月25日, 3月9日等を参照。
- 56) ただし, 本来ならば欧米銀と邦銀の調達金利(bit rate)を比較すべきであるが, そのようなデータが長期について入手し難いので, ここではユーロ円 LIBOR 3カ月物と JOM ユーロ円 3カ月物の金利差をとっている。つまり, 欧米の銀行が有力な取引参加者であるロンドン市場と邦銀が有力な取引参加者である JOM の金利差を持って, 欧米銀と邦銀の資金調達力の差が現れていると理解している。この考え方は花尻 [1999] による。
- 57) この時のジャパンプレミアムについては, Peek and Rosengren [2001]; 花尻 [1999] を参照。また, その背景となった日本における金融危機に関しては, Nakaso [2001] が詳しい。
- 58) このアンケート調査は, 1990年以来毎年香港工業局 (Industry Department) が実施してきたが, 2000年7月に工業局が改組されたため, 統計局 (Census and Statistics Department) がこれを引き継いで実施している。
- 59) Hong Kong Census and Statistics Department, [2001] pp.40-41. 2001年の調査では前年まで選択肢が “Banking and financial facilities” となっていたところを “Availability of financial services” に変更されている。このことがランクの低下に関係しているかどうかは不明であるが, 他の選択肢に金融に関するものがないので, 前年までの “Banking and financial facilities” と同じ内容を問うていると見なしうる。
- 60) Jao [1993] pp.44-45. 国際金融センターとしての香港に関する包括的な著作として Jao [1997] があるが, 1997年出版のため近年の状況をカバーしていない。

[参考文献]

[欧文]

- Bank for International Settlements (BIS) [1995], *International Banking and Financial Market Developments*, Nov. 1995.
- Beckerling, L. [2000a], “Japanese banks see lending dip”, in *South China Morning Post*, July 17 2000.
- Beckerling, L. [2000b], “Change in regulations, not policy switch, behind drop in loans”, in *South China Morning Post*, July 24 2000.
- Beckerling, L. [2000c], “Carse hopes for Japan

- lending return”, in *South China Morning Post*, Aug.23 2000.
- Beecham, B.J. [1996], *Monetary and Financial System in Hong Kong*, The Chartered Institute of Bankers Hong Kong Centre, 1996.
- Carse, D. [2000], “Banking in Hong Kong after the Crisis”, in Hong Kong Monetary Authority *Quarterly Bulletin*, No.25, Nov. 2000.
- Fung, N. [1993], “Japanese back new liquidity proposals”, in *South China Morning Post*, Aug. 12 1993.
- Hashimoto, F. [1991], “Review of Financial System in Japan and The Role of Japanese Banks in Hong Kong”, in The Chartered Institute of Bankers Hong Kong Centre (ed.), *Foreign Banks and The Future of Hong Kong As a Financial Centre*, The Chartered Institute of Bankers Hong Kong Centre, 1991.
- Ghose, T.E., [1995], *The Banking System of Hong Kong*, Second Edition, Hong Kong 1995.
- Green, E. and S. Kinsey [1999], *The Paradise Bank: The Mercantile Bank of India, 1893-1984*, Ashgate.
- Ho, R.Y.K., Scott, R.H., and Wong, K.A. (eds.) [1991], *The Hong Kong Financial System*, Oxford U. P. (香港金融研究会訳 『香港の金融制度』 金融財政事情研究会、1993年)
- Ho,R.Y. [1991], “The Regulatory Framework of the Banking Sector”, in Ho et.al. [1991]
- Hong Kong Census and Statistics Department [2001], *Report on 2001 Annual Survey of Regional Offices Representing Overseas Companies in Hong Kong*, 2001.
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA) [1997], *Prudential Supervision in Hong Kong*, 1997 edition.
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA) [1999a], “Financial Disclosure by Overseas Incorporated Authorized Institutions”, in *Quarterly Bulletin*, No.18, Feb.1999.
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA) [1999b], “Supervisor’s Memo”, in *Quarterly Bulletin*, No.21, Nov. 1999.
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA) [2000], “Approval of change in authorisation status of Kincheng-Tokyo Finance Company Limited (KTF) from a restricted licence bank to a deposit-taking company”, in HKMA Press Release 12 May 2000 (HKMA Website).
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA) [2001a], “Removal of the Three-building Condition”, in HKMA Press Release 30 Nov. 2001 (HKMA Website).
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA), [2001b], “HKMA announces proposals to revise the market entry criteria for the banking sector”, in HKMA Press Release 11 Dec. 2001 (HKMA Website).
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA) [2002a], *Guide to Authorization*, Sept. 2002.
- Hong Kong Monetary Authority (HKMA) [2002b], *Prudential Supervision in Hong Kong*, 2002 edition.
- Government of the Hong Kong Special Administrative Region [2000], *1999 Economic Background*, Mar. 2000.
- Jao,Y.C., [1991], “The Role of the Hongkong-Bank”, in Ho et.al. [1991]
- Jao, Y.C. [1993], “Hong Kong as an International Financial Centre: Evolution and Prospects” in R.Roberts (ed.) *International Financial Centres of Europe, North America and Asia*, Edward Elgar, 1994.
- Jao, Y.C. [1997], *Hong Kong as an International Financial Centre: Evolution, Prospects and Policies*, City University of Hong Kong Press (山本栄治訳, 『国際金融センター香港』, 東洋経済新報社、1998年).
- Jao, Y.C. (ed.) [1988], *Hong Kong’s Banking System in Transition: Problems, Prospects, and Policies*, The Chinese Banks’ Association, 1988.
- KPMG/Barents [1998] *Hong Kong Banking into the New Millennium: Hong Kong Banking Sector Consultancy Study—Detailed Recommendations*, Dec. 1998.
- Lo, J. [1998], “Top HK firms face credit crisis”,

- in *South China Morning Post*, May 11 1998.
- McBridge, S., [2001], "Time May Be Ripe for Hong Kong Banks", in *Asian Wall Street Journal*, Aug. 3 - 5 2001.
- McCauley, R. and Y.K.Mo, [1999], "Recent Developments in the International Banking Business of Hong Kong", in BIS, *International Banking and Financial Market Developments*, June 1999.
- Nakaso, H., [2001], "The Financial Crisis in Japan during the 1990s: How the Bank of Japan Responded and the Lessons Learnt", BIS Paper No. 6, Oct. 2001.
- Peek, J., and E.S.Rosengren, [2001] "Determinants of the Japan Premium: Actions Speak Louder than Words", in *Journal of International Economics*, Vol.53 No. 2, Apr. 2001.
- Peek, J., and E.S.Rosengren, [1998], "Japanese Banking Problems: Implications for Southeast Asia", Federal Reserve Bank of Boston Working Paper 98-7, Oct. 1998.
- Porter, B. [1999], "DBS takeover of Kwong On to bring facelift and new chief", in *South China Morning Post*, Mar.12 1999.
- Takeda, M and P.Turner, [1992], "The Liberalisation of Japan's Financial Markets: Some Major Themes", BIS Economic Papers No.34, Nov. 1992.
- Yamori, N. [1997], "Do Japanese Banks Lead or Follow International Business? An Empirical Investigation", in *Journal of International Financial Markets, Institutions and Money*, Vol. 7 No. 4, Dec. 1997.
- Yamori, N. [1998], "A Note on the Location Choice of Multinational Banks: The Case of Japanese Financial Institutions", in *Journal of Banking and Finance*, Vol.22 No. 1, Jan. 1998.
- Yiu, E. [1998], "HKMA denies flight by Japan institutions", in *South China Morning Post*, Apr.16 1998.
- [和文]
- 大西義久 [1999] 『アジア通貨危機：香港からの報告』日本経済新聞社，1999年。
- 唐澤延行 [1993] 「縮小に転じた邦銀国際業務——日本の対外投資における邦銀の役割——」中央大学『経済学論纂』第34巻第1号，1993年3月
- 唐澤延行 [1996] 「邦銀国際業務：再考」中央大学『経済学論纂』第36巻第5・6合併号，1996年1月。
- 唐澤延行 [1997] 「香港における邦銀の活動を探る」中央大学『経済学論纂』第37巻第5・6合併号，1997年3月。
- 唐澤延行 [1998] 「邦銀国際融資活動の再編成」中央大学『経済学論纂』第38巻第5・6合併号，1998年3月。
- 桑田良望 [1999] 「広東国際信託投資公司 (GITIC) の破綻処理問題——その背景と影響——」『国際金融』第1021号，1999年3月。
- 桑原絹恵 [2000] 「1990年代における地方銀行の海外進出——香港を中心として——」法政大学大学院編『法政大学大学院経営学専攻国際経営コース研究成果集 (2000年)』2000年3月。
- 蔡剣波 [1996] 「1980年代後半以降の香港国際金融市場の変貌——日本・中国との取引を中心に——」『熊本学園商学論集』第2巻第4号，1996年7月。
- 蔡剣波 [1999] 「1990年代香港における金融改革と国際金融市場の変化」『国際金融』第1030号，1999年8月。
- 佐藤清隆 [1997] 「日本——東アジア間の資金フローと円の国際化」上川孝夫・今松英悦編『円の政治経済学——アジアと国際システム——』同文館，1997年。
- 佐藤進 [1992] 「香港金融の外貨化傾向——過渡期における香港金融の「国際化」現象——」京都大学『経済論纂』第150巻第4号，1992年10月。
- 高木雅一 [2000] 「試練に立たされた国際金融センター香港」『国際金融』第1041号，2000年3月。
- 二上季代司 [1992] 「アジアにおける邦銀と日系証券」日本証券経済研究所『証券経済』第182号，1992年12月。
- 花尻哲郎 [1999] 「3つのジャパン・プレミアム：97年秋と98年秋——市場間でのプレミアム格差はなぜ生じたのか——」日本銀行金融市場局ワーキングペーパーシリーズ99-J-4，1999年8月。
- 古島義雄 [1999] 「中国金融機関の諸問題」『国際金融』第1018号，1999年1月。
- 山澤光太郎・和田芳明・鉢村健 [1992] 「香港金融市場の将来像——現状評価と1997年問題——」日本

銀行『日本銀行月報』第43巻第2号, 1992年2月.  
山本栄治 [2002]「香港における日系銀行」山本栄治  
(西村閑也編)『国際通貨と国際資金循環』日本経  
済評論社, 2002年.  
横内正雄 [1998]「香港における銀行規制と銀行構造」  
法政大学経営学会『経営志林』第35巻第3号, 1998  
年12月.

[定期刊行物]

Bank of England, *Statistical Abstract*  
Bank of England, *Monetary and Financial Statis-  
tics*  
Board of Governors of the Federal Reserve System,  
*Structure Data for U.S. Offices of Foreign Banks*  
Hong Kong Census and Statistics Department,  
*Hong Kong Monthly Digest of Statistics*  
Hong Kong Commissioner of Banking (HKCB),  
*Annual Report 1986~1992*  
Hong Kong Monetary Authority (HKMA), *Annual  
Report 1993~2001*  
Hong Kong Monetary Authority, *Monthly Sta-  
tistical Bulletin*  
Hong Kong Monetary Authority, *Quarterly  
Bulletin*  
*The Bankers' Almanac and Yearbook*  
大蔵省国際金融局『国際金融局年報』各年  
大蔵省銀行局『銀行局年報』  
外国為替情報社『外為年鑑』各年  
東洋経済新報社編『経済統計年鑑』各年  
東洋経済新報社編『海外進出企業総覧』各年  
『金融財政事情』夏季特大号  
『朝日新聞』  
『日本経済新聞』

[Website]

Bank for International Settlements (BIS)  
<http://www.bis.org/>  
Bank of China (Hong Kong)  
<http://www.bochk.com/>  
Bank of England  
<http://www.bankofengland.co.uk/>  
Board of Governors of the Federal Reserve System  
<http://www.federalreserve.gov/>

British Bankers' Association  
<http://www.bba.org.uk/>  
Hongkong and Shanghai Banking Corporation  
<http://www.hsbc.com.hk/>  
Hong Kong Monetary Authority (HKMA)  
<http://www.info.gov.hk/hkma/>  
Standard Chartered Bank  
<http://www.standardchartered.com.hk/>  
日本銀行 <http://www.boj.or.jp/>